

みんなで創る
長野市の景観

長野市

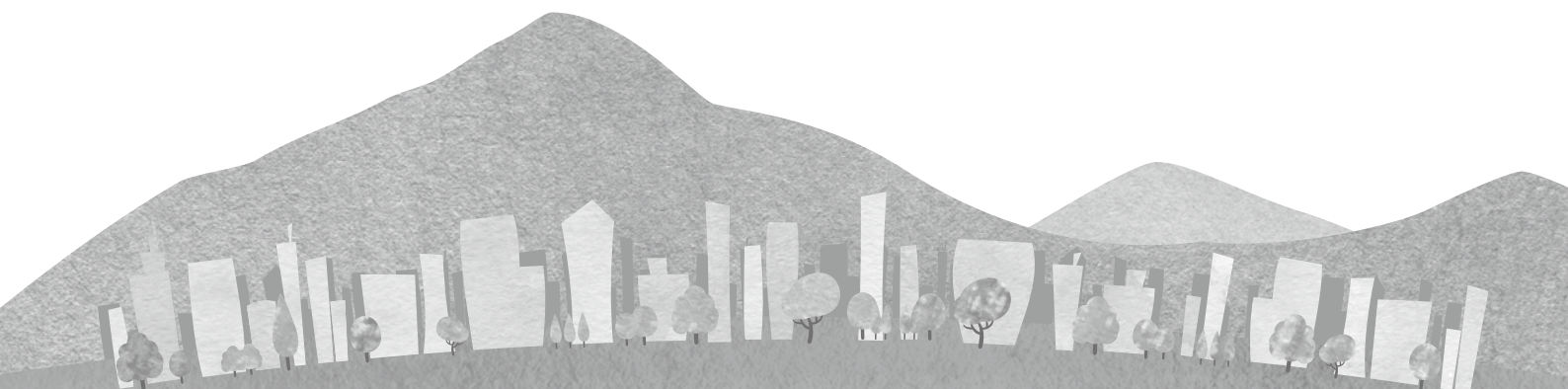
景観 計画

幸せ実感都市
「ながの」

みんなで創る
長野市の景観

長野市

景観
計画



長野市

目次

第1章 長野市景観計画について	4
1 景観計画の策定と改定の経過	4
2 景観計画の目的	4
3 長野市が守り育てていく景観	5
4 景観計画の区域	6
5 景観計画の位置付け	6
第2章 景観計画が描く未来像	7
1 景観を守り育む地域社会	7
2 良好な景観をもたらす恩恵	7
3 良好な景観形成に関する方針	8
方針1 豊かな緑を展開する	8
方針2 魅力ある水景観を創出する	9
方針3 美しい眺望景観に誘導する	9
方針4 歴史と文化を象徴する景観を継承する	10
方針5 にぎわいあふれる空間を演出する	11
方針6 過ごしやすい住環境を創造する	12
第3章 景観を守り育むための取組	13
1 景観法を活用したまちづくりへの誘導	13
(1) 景観地区・準景観地区	13
(2) 景観計画推進地区	13
(3) 市全域における景観形成基準	14
(4) 大規模な建築行為等の制限	14
(5) 景観重要建造物、景観重要樹木の保全	14
(6) 景観重要公共施設の整備	15
(7) 景観協定等の締結	15
(8) 景観整備機構による支援	15
2 景観まちづくり施策	16
(1) 重要な場所における特色のある景観形成	17
ア 特色のある景観形成を特に推進する地区	17
善光寺周辺地区	18
松代地区	20
戸隠地区	22
鬼無里地区	24
中条御山里地区	26
信州新町久米路峡地区	27
イ 重要伝統的建造物群保存地区	28
ウ 歴史的風致維持向上計画における重点区域	28
(2) 調和を基本とした市全域の良好な景観の維持	28
ア ながの百景の活用	29
イ 屋外広告物の規制	29
ウ 景観に配慮した公共施設の整備等	29
(ア) 緑と水による景観形成	29
(イ) 親しみのある歩行者空間の整備	30
エ 民間施設に対する景観誘導	30

(3) 市民が主体になって行う景観形成	30
ア 景観形成市民団体の育成と支援	30
イ 景観形成の推進組織	30
(ア) 景観審議会	30
●デザイン専門部会	31
●その他専門部会	31
(イ) 景観協議会	31
ウ 顕彰制度	32

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 33

1 景観重要建造物の指定の方針	33
2 景観重要樹木の指定の方針	33

第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項 34

1 道路	34
(1) 善光寺周辺地区	34
(2) 松代地区	35
2 都市公園、河川 等	35

第6章 行為の制限等に関する事項 36

1 長野市全域における制限等	37
(1) 地域区分	37
(2) 景観形成基準	38
(3) 届出対象行為	43
(4) 届出の事前協議	43
ア 事前協議の対象となる行為	43
イ 事前協議申出の時期	43
2 景観計画推進地区における制限等	44
(1) 大門町南景観計画推進地区	44
ア 区域	44
イ 地区景観形成方針	44
ウ 地区景観形成基準	45
エ 届出対象行為	46
(2) 松代町景観計画推進地区	47
ア 区域	47
イ 地区景観形成方針	47
ウ 地区景観形成基準	48
エ 届出対象行為	48

資料 49

●景観計画図 善光寺周辺地区	51
●景観計画図 松代地区	53
●景観を守り育むためのその他の取組	55
●ながの百景 マップ	59

条例・規則 61

●長野市の景観を守り育てる条例・規則	62
●景観法及び長野市の景観を守り育てる条例等に関する事務取扱要領	91
●長野市都市デザイン基金条例	124
●長野市景観顕彰制度実施要綱	125



1 景観計画の策定と改定の経過

本市は、昭和63年（1988年）に「長野市都市景観形成基本計画」を策定し、これを実現するため、平成4年（1992年）に「長野市の景観を守り育てる条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

そして、平成11年（1999年）の中核市移行に伴い「長野市屋外広告物条例」を制定し、平成17年（2005年）の改定により規制地域を拡大するなど、景観の育成に取り組んできました。また、地区計画や街なみ環境整備事業などによって、特定の地区における良好な景観の形成を積極的に推進してきました。

平成16年（2004年）に「景観法」（以下「法」という。）が制定されたことに伴い、中核市である本市は、景観行政団体として「景観計画」を策定することが可能となり、平成19年（2007年）に「長野市景観計画」を策定し、併せて条例の改定を行いました。

また、平成22年（2010年）1月1日の信州新町、中条村との合併に伴い、同年に景観計画区域の変更、平成24年（2012年）には特色ある景観形成を特に推進する地区の追加による改定を行い、計画の充実に取り組んできました。

平成30年（2018年）計画策定から10年が経過すること、また、再生可能エネルギーの普及をはじめとした社会環境が大きく変わってきたことを踏まえ、本市の魅力ある景観のさらなる向上を目指し、景観形成基準の見直しを図るとともに、景観計画の改定を行いました。

2 景観計画の目的

長野市景観計画は、「良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与する」という法第1条に掲げられている目的と、条例の目的である、「緑に映える美しい山並みを四方に配し雄大な清流をのぞむ優れた自然並びに歴史及び伝統のある固有の文化を礎とした、長野にふさわしい風格と魅力ある景観をつくり出し、もって現在及び将来の市民がその恵沢を享受できるまちづくり」を達成するために、定めているものです。

景観計画では、他都市にはない「長野らしさ」として、自然・歴史文化・都市的な景観の調和や、各地域の特性を活かした良好な景観の形成により、本市の魅力のさらなる創出を目指しています。また、市民には、快適で文化的な生活環境のもと、地域への愛着と誇りを持てる長野市を、訪れる人には、優れた景観に触れてもらい、来て良かったと感動してもらえるような長野市を、そして県内外の人たちには、暮らしてみたいと思ってもらえる長野市を目指し、市民・事業者・行政の協働により創っていくことを目的としています。



3 長野市が守り育てていく景観（方針は、第2章 3 「良好な景観形成に関する方針」に掲げる方針）

◆雄大で、緑あふれる自然環境 ……（方針1、2、3）

長野らしい景観として思い浮かべるものは、やはり周囲の山々と、どこにいても眺めることができる雄大な自然です。緑あふれる山々は、秋には燃えるような紅葉を、冬には凜とした白銀をまとうなど、四季折々にその姿を変え、いつもわたしたちの目や心を和ませてくれています。

また、千曲川や犀川、裾花川などの河川は、開放的な河川敷をわたしたちに提供してくれており、その支流の清らかな流れは、田畑を潤し、昔ながらの里山風景を今に残しています。

言い換えれば、豊かな大自然により形成された景観こそが、わたしたちが受け継いできた原風景として、これからも守り、残していかなければならない財産であります。



◆歴史的・文化的な街並み ……（方針4）

今から1400年もの昔に創建されたと伝えられる善光寺とその門前町の街並み、真田十萬石の城下町として栄え、^{せんすいろう}泉水路が特徴的な松代、山岳信仰が息づいている神社と伝統的な茅葺屋根の宿坊が連なる戸隠などは、市民共有の財産であり、先人たちが築き守ってきた歴史的・文化的景観として、訪れる人に感動を与えてくれています。

また、古代の人々の営みを伝える古墳群や、大切に祭られている寺社と今も各地で営まれている伝統的かつ特色ある祭礼、街道沿いに形成された宿場町や激しい合戦が行われた古戦場など、それぞれの地域には、今も息づく歴史的・文化的な景観が数多くあります。



◆にぎわいあふれる都市空間 ……（方針5）

善光寺の旧門前町を中心に発展し、県都である本市には、商業・業務機能や文化施設、高速交通網など多くの都市機能が集積しています。そして、長野駅を中心とした市街地と周辺の住宅地、それらを取り巻く豊かな自然景観が調和しており、自然環境と都市空間が間近に共存する独特な景観を生み出しています。

そのほかにも、善光寺や松代、戸隠をはじめとする



いくつもの観光地があり、周辺を訪れる拠点として、また長野冬季オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かしながら多様なイベントも開催するコンベンションシティとして、にぎわいのある景観をみせている一面もあります。



◆美しく、快適に過ごせる住環境 ……(方針6)

地区計画や住民間の建築協定などに基づいて計画的に整備された地区では、建物の外観や敷地内の緑化などの基準が定められ、住宅とコミュニティ空間である公園や緑地が調和した落ち着いたある良好な住宅地が形成されています。さらに、歩道や公園などの公共空間におけるユニバーサルデザインに配慮された住宅地も、数多くあります。



また、郊外や山地では、居住空間とその周辺に広がる農地や自然環境が調和した、本市の原風景ともいえるべき景観が広がっています。共に支えあい、地域の特色を活かした営みが行われ、子どもからお年寄りまで、すべての世代が快適に過ごしていくためにも、美しい景観の住環境が必要です。



4 景観計画の区域 (法第8条第2項第1号)

本市には、飯縄山や戸隠山などの山々のほか、七二会、信更、小田切、芋井、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条などの中山間地域が周囲にあり、そこには、多様な動植物が生息・育成する豊かな自然や、それらと共存した人々が織り成す棚田をはじめとした農山村の風景があります。また、善光寺の門前町や戸隠の宿坊群、松代の城下町に代表される歴史的・文化的な空間、県都としての都市的なにぎわいも併せ持っています。

これら全てが優れた景観資源であり、互いに関連しあって本市としての特色ある景観を形成しています。

このような、本市の素晴らしい景観を保全・形成し、市民共有の財産として次世代に引き継いでいくためには、市全域における景観形成が必要であることから、長野市全域を景観計画区域とします。

5 景観計画の位置付け

長野市景観計画は、法第8条に規定する景観計画として定めるものです。

本計画は、長野市総合計画及び長野市都市計画マスタープランに即して定める景観に関する行動計画であり、さまざまなまちづくり事業と連携し、景観行政として総合的な展開を図っていくための指針としての役割を担っています。

また、景観は長い時間をかけて継続的に形成されていくものであることから、長期的な景観形成を念頭に置きつつ、社会情勢の変化や関連事業の進捗状況に応じ、随時追加・修正をしていきます。



1 景観を守り育む地域社会

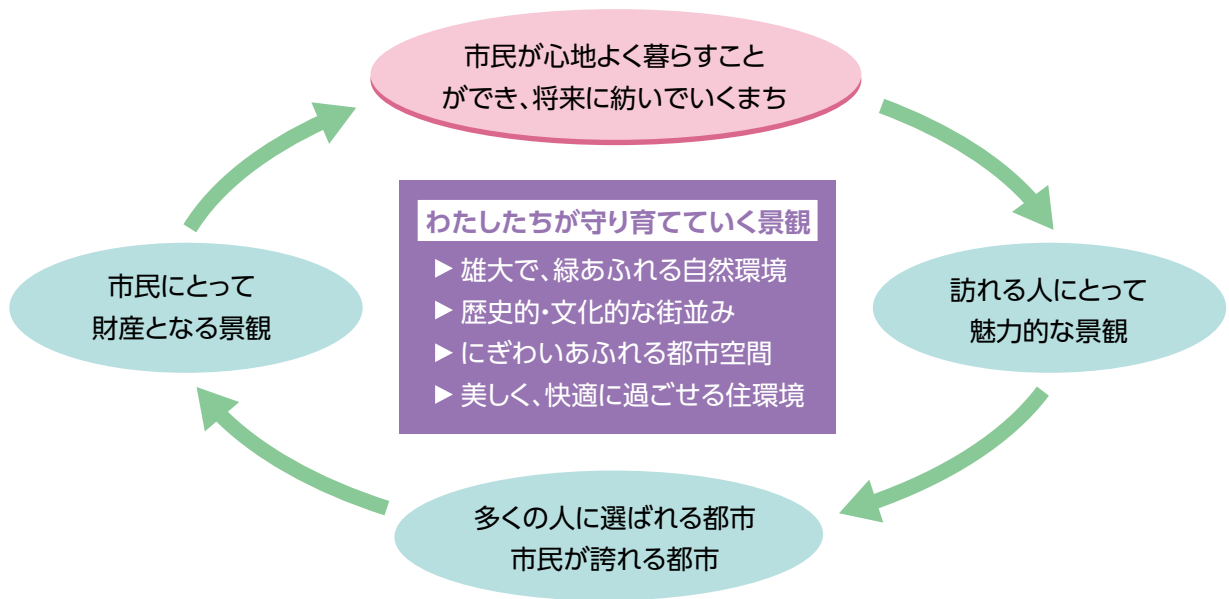
かけがえのない本市の景観は、常に良好に保全されてこそ、わたしたちに恩恵を与えてくれます。そして、緑あふれる豊かな自然環境や歴史的・文化的な街並みは、いったん失ってしまうと、取り戻すには膨大な時間と労力がかかります。

これら市民共有の財産を守り育てていくためには、わたしたち一人一人が主体となって取り組んでいく必要があります。

そして、日々の営みがそのまま「長野にふさわしい風格と魅力ある景観」を形作っていることを認識し、現在のみならず将来の市民がその恩恵を存分に享受できるようなまちづくりをしていく必要があります。

本計画では、先人たちが自然環境と適切な関係を結びながら育ててきた景観を「長野市が守り育てていく景観」として示し、市民、事業者、行政が果たすべき役割と三者が協働することにより、かけがえのない景観を守り育て、後世に引き継いでいきます。

2 良好な景観がもたらす恩恵



わたしたちが守り育てていく景観は、わたしたち市民に心地よい暮らしをもたらしてくれると同時に、訪れる人にとっての魅力ともなります。そしてそれは、新たな観光ニーズとして、あるいは移住先として、多くの人に選ばれる都市につながっていくとともに、守り育てていくこと自体も市民の誇りになります。

このように、景観は、市民一人一人にとってかけがえのない共有財産です。わたしたちはそれを将来にわたって紡ぎ、子どもたちが心地よく暮らせる長野市をつくっていく責務を担っています。

3 良好な景観形成に関する方針 (法第8条第3項)

本市の恵まれた環境、すなわち大切にすべき景観を守り育てていくためには、日ごろのたゆまぬ努力が必要です。そのために必要なわたしたちの行動指針として、6つの方針を定めます。

※市街地、郊外地、山地の区分は、37ページを参照

方針1 豊かな緑を展開する

本市を囲む山々や里地は、四季折々の景観を楽しませてくれるばかりでなく、多様な動物や植物が生息し、訪れる人々に憩いやリラクゼーションを提供してくれます。

このかけがえのない環境を保全するとともに、その一部では市民が自然に親しめる場所をつくることにより、自然を知り、守ることの大切さを感じられるようにします。

●市街地

緑が不足しがちな市街地や平野部では、街路樹や公園の秩序ある整備を進め、緑のネットワークを形成していきます。また、農地や社寺林などまとまりのある緑を大切にするとともに、公共施設や民有地の緑化を促進し、地域住民との連携による街路樹や公園の維持管理に努める必要があります。



●郊外地

市内随所に見られるソメイヨシノやシダレザクラをはじめとしたサクラや、リンゴ、モモ、アンズなどの果樹園を保全します。また、広大な田園がますます豊かな穂を实らせることができるよう、土地を守る担い手を育てていく必要があります。



●山地

本市の面積の6割以上を占める森林は成熟しつつあり、木材資源としての活用が期待されています。また、豊かな森林は水土保持、二酸化炭素を吸収し酸素に換えるなど公的機能を発揮しているほか、景観を形成する大きな要素となっています。そうした恵まれた環境のほか、シラカバやハナショウブ、カタクリやツツジなどの自生地、棚田やソバ畑などの耕作地の美しい景観なども保っていく必要があります。



特に重要なエリア

妙高戸隠連山国立公園に指定されている飯綱高原・戸隠・鬼無里、中条・松代・若穂などの山地、市街地に点在するポケットパーク、リンゴやアンズなどの果樹園・棚田・松代の長芋畑・戸隠のソバ畑・信州新町の梅園・西山地区の大豆畑などの特色ある風景

方針2 魅力ある水景観を創出する

豊かな水量に恵まれた千曲川、犀川、裾花川をはじめ、市内にはさまざまな河川や用水路、大小のため池があり、多種多様な水辺環境を形成しています。これらと一体となった自然環境を保全し、開放的な水景観を身近に感じられるようにします。

●市街地

中小河川が流れる市街地では、水質の保持に努めるとともに、親水型の河川を増やすなど、水路を活かした潤いのある都市空間を形成していきます。

また、清らかな水が流れ、生態系に配慮した水辺環境を構築していくようにします。



●郊外地

河川や池沼及び湧水の保全に努めながら良好な水辺環境を維持するとともに、水生動植物が生息し、子どもも大人も市民皆が自然に親しむことができるよう、開放的な水辺環境として整備を進めていきます。

一級河川については、管理者である国や県の協力を得ながら、環境整備が図られるようにしていきます。



●山地

湖沼等の美しく豊かな自然環境やミズバショウなどが群生する湿地帯を守るとともに、水源の保全に努めます。

また、水生動植物の生態を阻害することなく、人々が憩いと安らぎを得ることができる水辺環境を整えていきます。



特に重要な水景観

大座法師池や鏡池及び周辺の湿地帯、戸隠森林植物園、奥裾花自然園、久米路峡などの峡谷、市街地を流れる善光寺平用水や南八幡川、松代特有の家々の庭を結ぶ泉水路、住宅地に広がる辰巳池や三重公園、川中島古戦場、雄大な犀川、千曲川、裾花川 など

方針3 美しい眺望景観に誘導する

建築物の高さや色などについて配慮を求め、より美しい風景を眺望できるようにします。また、市街地を俯瞰できる眺望ポイントを整備するとともに、眺望景観である山並みを乱さないようにします。

さらに、市街地にあっては、夜間の照明をなるべく抑えたり上向き照明を抑制するなど、星がまたたくきれいな夜空を仰ぎ見ることができるようにしていきます。

●市街地

市街地を形成する建物や工作物について、高さや大きさ、色彩などへの制限を設けた景観形成基準により、良好な市街地景観を形成します。これにより、四方の山々を市街地においても眺められる環境を守るとともに、周囲から市街地への良好な眺望の保全にも配慮します。



●郊外地

高速自動車道や主要幹線、新幹線沿線への屋外広告物に係る展望規制を行って、眺望景観の保全に努めます。さらに、植栽による沿道の緑化などにより、豊かな田園風景や住宅地の閑静なたたずまいが保たれるよう誘導していきます。



また、周囲の高台にビューポイントを設定するなど、美しい眺望景観を皆が享受できる環境を整え、景観に対する意識の醸成を図ります。

●山地

緑に囲まれた農村や美しい山並みを大切にし、豊かな自然環境を最大限に活かせるような魅力的な山地景観を目指します。



建物や屋外広告物などは、山地景観への調和や背景となる自然環境を引き立たせてくれるような形態や高さ、色彩となるよう、誘導を行います。

特に重要な地点

戸隠バードラインやアルプス展望道路、大望峠、地蔵峠、北信五岳を望める^{たんかきょう}丹霞郷、茶臼山公園、地附山公園、謙信物見の岩、妻女山、太郎山などのビューポイントのほか、市街地や郊外各地から周囲の山並みなどを望む景観

方針4 歴史と文化を象徴する景観を継承する

悠久の歴史を語ってくれる建物や街並みなどの貴重な歴史的景観は、本市の大きな魅力の一つであると同時に、憩いの場としてわたしたちの日常を潤してくれます。こうした景観資源を今後も大切に守りながら活用を図っていく必要があります。

また、時間をかけてつくられ守られてきた祭りなどの伝統行事は、地域固有の文化を伝えてくれるとともに、コミュニティ形成にも大きく寄与していることから、文化的景観として次の世代に引き継ぎます。

●市街地

さまざまな守るべき寺社・仏閣のほか、江戸、明治、大正時代の住居や商家、石畳、用水、伝統行事などの景観資源が失われてしまわないよう、周囲の整備も含めて環境を整えていく必要があります。



●郊外地

受け継がれている名所旧跡や伝統行事が数多くあり、これらを埋もれさせることがないようにコミュニティ活動などを通じ、次代につなげていくようにします。

また、これらと一体となる景観を守るため、調和の取れた街並みが形成されるよう、景観誘導を図っていきます。



●山地

名の知れた寺社などのほかにも、ふとしたところにある小さな祠や道端にたたずむ道祖神なども、大切な景観です。これらが埋もれていってしまわないように、地域が中心となって守っていく必要があります。

また、伝統行事などが途絶えないように、担い手以外の継承方法も考えていくとともに、活かすための情報発信などを行っていく必要があります。



特に重要な景観

国宝善光寺本堂や宿坊、仲見世と大門町などの周辺地区、松代城跡を中心とした城下町一帯、川中島古戦場、川田宿、大室古墳群、飯縄山の頂に祭られた飯縄社、戸隠神社の宝光社・中社・奥社・宿坊を中心とした戸隠地区の伝統的建造物群、^{あしのじり}芦ノ尻道祖神、山姥伝説が残る虫倉山などのほか、善光寺縁起に由来する^{によぜひめ}如是姫祭りや、わら駒祭り、鬼無里などの屋台巡行、各地の神社で行われている大祭や奉納花火、各地で行われているどんど焼き など

方針5 にぎわいあふれる空間を演出する

交通の要所と景勝地、あるいはイベント会場などを結ぶルートが、安心や快適、ユニバーサルデザインに配慮され、長野らしさを満喫できる回遊空間になるよう整備を進めます。

そして、建物の外壁面を揃え、看板類を整えるなど、眺望に優れた空間を形成していきます。

●市街地

電線類の地中化や歩道の拡張、道路の美装化など、安全で快適な歩行者空間を形成します。

また、街路樹や案内標識、ストリートファニチャーなどを整備するとともに、オープンカフェなど公共空間を積極的に活用して、楽しく歩ける道づくりを進めます。



●郊外地

拠点を結ぶルートにあっては、街路樹や花壇の設置など人々の目を潤す演出を施していきます。また、沿道の周辺では、高さを制限したり落ち着いた色合いの建築物や屋外広告物を推奨し、周囲の山並みなどの景観も一緒に楽しめるようにしていきます。



●山地

高原や山間地では、風致を維持しながら四季折々の自然を満喫できるよう沿道整備を行います。それぞれの拠点では、歴史的・文化的景観の活用による滞在型の観光拠点を目指すほか、遊歩道やトレッキングコース等を整備するなど、多くの人に自然や歴史文化を満喫してもらえるよう努めます。



特に大事にしたい催事など

善光寺御開帳や市民祭「長野びんずる」、ながの祇園祭、善光寺花回廊、表参道文化芸術祭、飯綱火祭り、えびす講大煙火大会、川中島古戦場まつり、長野灯明まつり、ろうかく湖とろう流し、松代藩真田十万石まつり、野外彫刻 など

方針6 過ごしやすい住環境を創造する

景観協定や建築協定、地区計画などによる地区独自のルールづくりを促進し、住宅地における良好な景観形成を誘導します。また、自然に囲まれた恵まれた地形を活かし、過ごしやすい落ち着いた雰囲気のみちづくりを進めます。そして、緑と潤いにあふれ、環境にやさしい、災害や防犯には強い、住んでよかった、これからも住み続けたい長野市を目指します。

●市街地

住む人にやさしいまちづくりを進めるため、安心して子育てをすることができ、快適で利便性が高く、歩きたくするような住環境を確保します。

また、植栽帯を設けるなど、より質の高い住環境の形成を目指します。



●郊外地

静かで落ち着いた住環境として、人と車が共存でき、過ごしやすいまちづくりを行います。また、地域色が豊かで、コミュニティ活動が盛んな地域社会を形成していきます。

新しく宅地をつくる時は、駐車場と植栽空間を確保できる敷地とすることで、緑の多い居住環境を形成します。



●山地

地域特有の歴史や文化、自然などを活かしたまちづくりを進めるとともに、将来にわたって持続可能な地域づくりを目指す「小さな拠点」づくりを進め、長期的な視点に立った集落やコミュニティの維持を図っていきます。

また、農村景観を守るため、里山環境や耕作地、水路などの維持、伝統的家屋の保全のほか、屋外広告や鉄塔などの工作物の設置について配慮します。





1 景観法を活用したまちづくりへの誘導

本市のかけがえのない景観を守り育てていくため、法第61条で定める「景観地区」や法第74条で定める「準景観地区」、条例第7条で定める「景観計画推進地区」などの制度を活用するとともに、建築行為の制限を定めるなど様々な施策により、良好な景観形成が図られるよう誘導します。

(1) 景観地区・準景観地区

都市計画区域内に定めることができる景観地区は、建築物や工作物のデザイン・色彩、敷地面積などのほか、廃棄物の堆積や土地の形質変更といった行為も含め総合的に規制できる制度です。本計画の第6章で定める景観形成基準の運用が、勧告又は変更命令による緩やかな規制誘導であるのに比べ、景観地区では、建築確認制度や形態・意匠にかかる認定制度、開発許可制度と連動し、より積極的に良好な景観を形成するための規制をすることができます。

準景観地区は、都市計画区域外などであっても景観地区に準じた規制が可能な制度で、建築物又は工作物や開発行為等について、条例により一定の基準を設けることができます。

これらにより、本市を代表する特徴的な景観を有する地区では、その良好な景観を守り育てるため、景観地区や準景観地区の指定を検討します。指定した場合は、地区内の建築物の保存等に要する経費の一部補助を行います。

(2) 景観計画推進地区

次の地区のうち、特に景観形成を図る必要がある場合は、条例第7条に基づき景観計画推進地区として定め、建築行為等に対するその地区に合わせたルールにより、良好な景観形成を図ります。

- ・ 歴史的特徴のある景観を有する地区
- ・ 自然と調和した景観を有する地区
- ・ 商工業業務施設が集積し、一体となった景観を有する地区
- ・ 個性的な住宅地景観を有する地区
- ・ 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴のある景観を有する地区
- ・ その他景観形成上必要と認める地区



(3) 市全域における景観形成基準

地域の特性に応じた景観を形成するため、周囲の景観との調和を前提に、地域区分を設けた上で景観形成基準を定めるなど、良好な景観形成を誘導します。

- **建築物の形態や色彩（彩度）**

周囲の景観に調和するよう建築物の規模や意匠を揃えます。また、外観色彩については、使用できる彩度の範囲を定めます。

- **高さの最高限度**

周辺地域との形態的な調和を図るため、特定の地区では高さの最高限度を定めます。

- **敷地規模の最小限度**

大規模に開発される住宅地などでは、緑豊かな景観の誘導などを目的に、植栽のための敷地を確保してもらうよう、一区画当たりの規模の最低限度を定めます。

(4) 大規模な建築行為等の制限

大規模な建築物等は、周辺の景観に対して大きな影響を与えます。このため、「周辺景観との調和」、「景観の向上に寄与」、「圧迫感・威圧感の軽減」の考え方に基づいて、一定規模の新築、増改築、移転や外観変更等を行う場合は、届出を義務付けることにより緩やかな景観誘導を行います。

また、同時に事業者への事前協議を義務付け（一部行為を除く）、地域特性に応じた景観への誘導を行います。

(5) 景観重要建造物、景観重要樹木の保全

自然、歴史、文化的価値の観点から、地域の景観形成上重要な建築物や樹木などは、その地域の景観を形成するうえでよりどころとなるものです。

このため、条例第22条で定める景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を行うことにより、保全のための技術的支援や経費の一部補助を行います。

指定されると、相続税の特例や、条例を定めることで建築基準法の緩和措置を適用することができます。



藤屋旅館



中澤時計本店



八田邸



西澤邸



北村邸



宿坊極意



越志旅館

(6) 景観重要公共施設の整備

道路や公園などの公共施設のうち、景観上重要なものについては、景観重要公共施設として景観計画に位置付けることにより、周辺景観との調和を図るなど良好な景観形成を推進します。管理者が国や県の場合は、協議・調整を行います。



(7) 景観協定等の締結

景観協定やまちづくり協定、建築協定等は、住民自らがその地区独自の景観にかかるルール等を作り上げ、地区住民の合意により締結することから、住民の意思が十分に反映された良好な景観形成を図る制度です。市は、積極的にこれら景観協定等の締結を促進します。

(8) 景観整備機構による支援

民間活力と行政が協働し、良好な景観の形成や保全を更に推進していくため、景観の育成に資する業務を行うNPO法人や一般社団法人などを、法第92条に基づく景観整備機構^{*}に指定します。景観整備機構は、地域景観形成に関わる住民に向けた専門的情報の提供やコーディネート、景観重要建造物等の管理や指定の提案、景観計画の提案等に加えて、これらを通じた人材育成を行い、住民主体の持続的な取組を支援します。

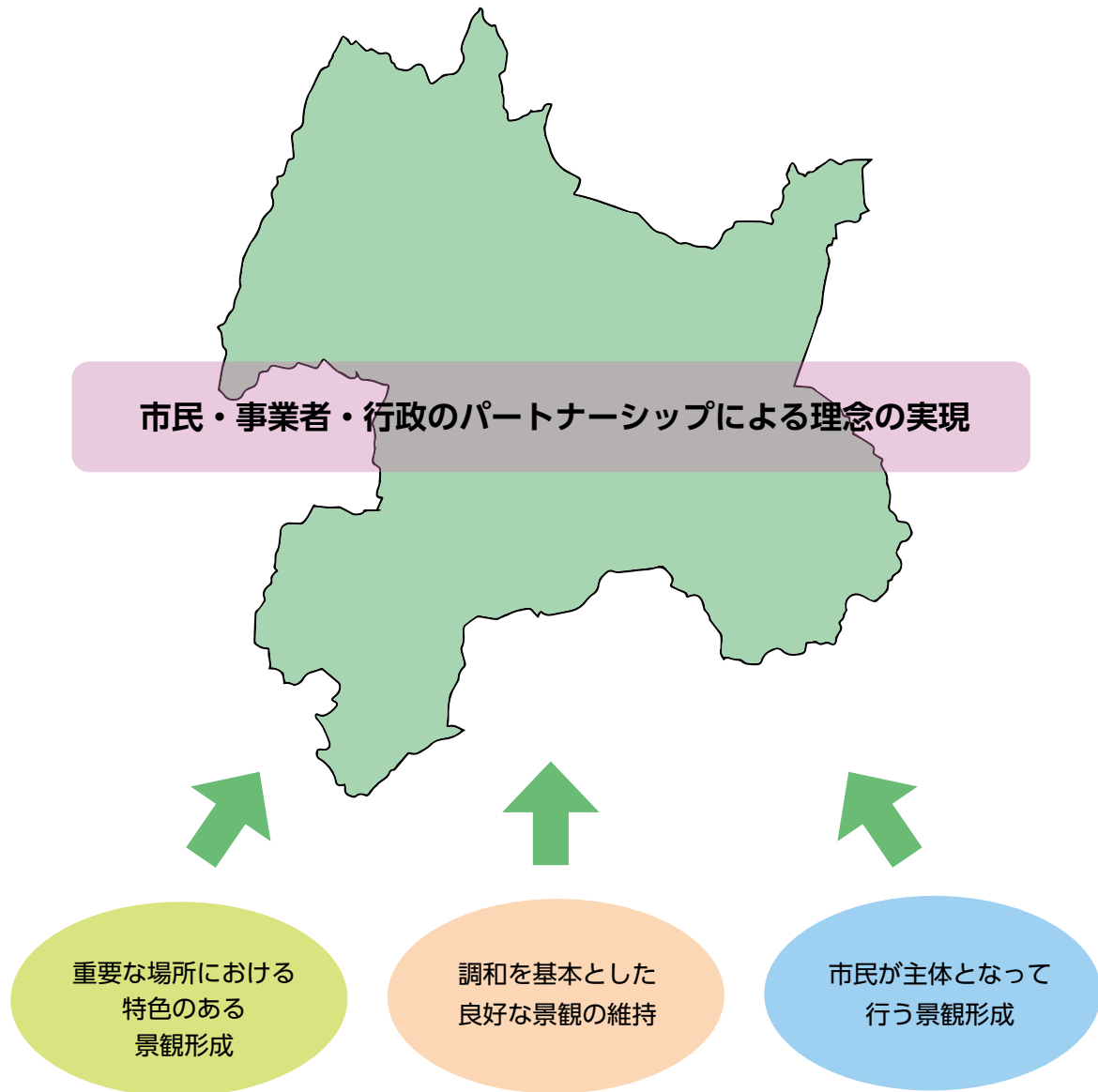
※景観整備機構：地域住民を含めた民間活力の活用により、市と役割分担をしながら良好な景観形成を図る主体として市長が指定した一般社団法人もしくは一般財団法人、又はNPO法人

2 景観まちづくり施策

景観計画を定めることは、良好な景観形成に向けて具体的な行動をおこすための第一歩です。

長野市らしい景観を形成するためには、『景観に関心を持ち景観形成に積極的に関わる市民』や『事業活動に際して景観形成に努める事業者』、『総合的な景観形成に係る施策を実施し、景観に配慮した公共施設を整備するとともに、市民と事業者による景観形成を支援する行政』と、それぞれが果たす役割があります。

市民、事業者、行政が景観計画の理念を共有してそれぞれの責務を果たし、景観計画を実現するための行動計画として、3つの取組を定めます。



(1) 重要な場所における特色のある景観形成

本市を代表する歴史的・文化的景観を有する地区、豊かな自然環境との共生が図られた地区などでは、それぞれの地区ごとに特色のある景観形成を推進します。



重要な場所における景観形成の位置図

ア 特色のある景観形成を特に推進する地区

景観計画では、特色のある景観形成を特に推進する地区として、善光寺周辺地区、松代地区、戸隠地区、鬼無里地区、中条御山里地区、信州新町久米路峡地区の6地区を指定します。

これらの地区では、地域住民と検討しながら景観地区・準景観地区の指定を目指すほか、文化財法や自然公園法、森林法などの規定により良好な景観が保全されることで、特色のある景観形成を推進します。なお、景観地区・準景観地区などの指定にかかる合意形成に時間を要する場合には、景観計画推進地区として位置付け、きめ細かな地区別ルールを設けることにより、良好な景観を保全していきます。

善光寺周辺地区

善光寺は日本最古の仏像とも伝わる阿弥陀如来像（秘仏）を本尊とする古刹^{こまつ}で、本堂は国宝に指定されています。古くから庶民の大寺として多くの信仰を集め、数え年で7年に一度開かれる「御開帳」では多くの善男善女が全国から参拝に訪れるほか、伝統的な行事がいくつも行われ、独特の文化的景観を形成しています。

特定の宗派に属していない善光寺では、大勧進（天台宗）に属する25院と大本願（浄土宗）に属する14坊が一山として運営を支えています。39の院坊は宿坊も兼ねており、参道を挟んで東西に整然と配置された独特の歴史的街並みをつくりだしています。石畳の参道は江戸時代に整備され、明治時代には店舗が常設化されて現在の仲見世の街並みがつくられました。

善光寺の門前町である大門町周辺は、北国街道の宿場（善光寺宿）に指定され、人や物が行き交う商都としても栄えたため、表参道周辺には漆喰塗土蔵造の重厚な商家が軒を連ねました。大正時代には表参道の拡幅を契機に意匠を凝らした洋風建築が建てられ、重厚な和風建築が建ち並ぶなかにモダンな洋風建築が混在する独特な街並みが形成されています。

また、善光寺の北側から西側にかけては、善光寺平とも称される長野盆地の外縁を構成する山々が連なっており、表参道からの眺望に四季折々の彩りを添え、市民や訪れる人々の目を楽しませてくれます。

ほかにも、表参道では季節の風物詩としてのにぎわいが繰り広げられています。冬には、長野冬季オリンピック・パラリンピックの平和を願う精神を後世に残していくため、善光寺を五輪の色で照らし、灯明が表参道を埋め尽くす「長野灯明まつり」。春には、表参道をキャンパスに見立て多くの花で彩る「善光寺花回廊」。夏には市民祭の「長野びんずる」、秋には「ながの大道芸フェスティバル」など様々なイベントが開かれるほか、「ながの祇園祭 御祭礼屋台巡行」のように伝統的な行事も行われています。

善光寺の東側丘陵部には、市内でもっとも古く整備された都市公園である城山公園があり、周辺の文化・教育施設とともに市民の憩いの場となっています。

景観計画では、大門町南地区を景観計画推進地区に指定し、地区独自の景観形成基準による高さや形態意匠の制限を行うとともに、地区の市民団体を景観形成市民団体として認定することにより、地区住民による主体的な景観形成を支援しています。また、大正時代に建てられた洋風建築の藤屋旅館と中澤時計本店の2件を景観重要建造物に指定し、歴史的な街並みの景観を保全するため支援を行っています。

さらに、善光寺境内域を含む大門町から城山公園や大峰山にかけての地域は、景観計画と、都市計画法に規定する風致地区制度により建築物の高さなどを制限しており、表参道から善光寺を望む際の景観と大峰山方面から善光寺に向けた眺望景観が良好に保たれています。

また、宿坊群や仲見世を含む元善町と大門町では、趣のある歴史的街並みを保全するために住民協定が結ばれ、街なみ環境整備事業を活用したファザード修景が進められたほか、宿坊群と仲見世を中心に伝統的建造物群保存地区を目指した活動が継続しています。

善光寺周辺地区では、これらの景観資源を活用し、門前町らしい趣のある歴史と文化が感じられるまちなみの形成を目指していきます。



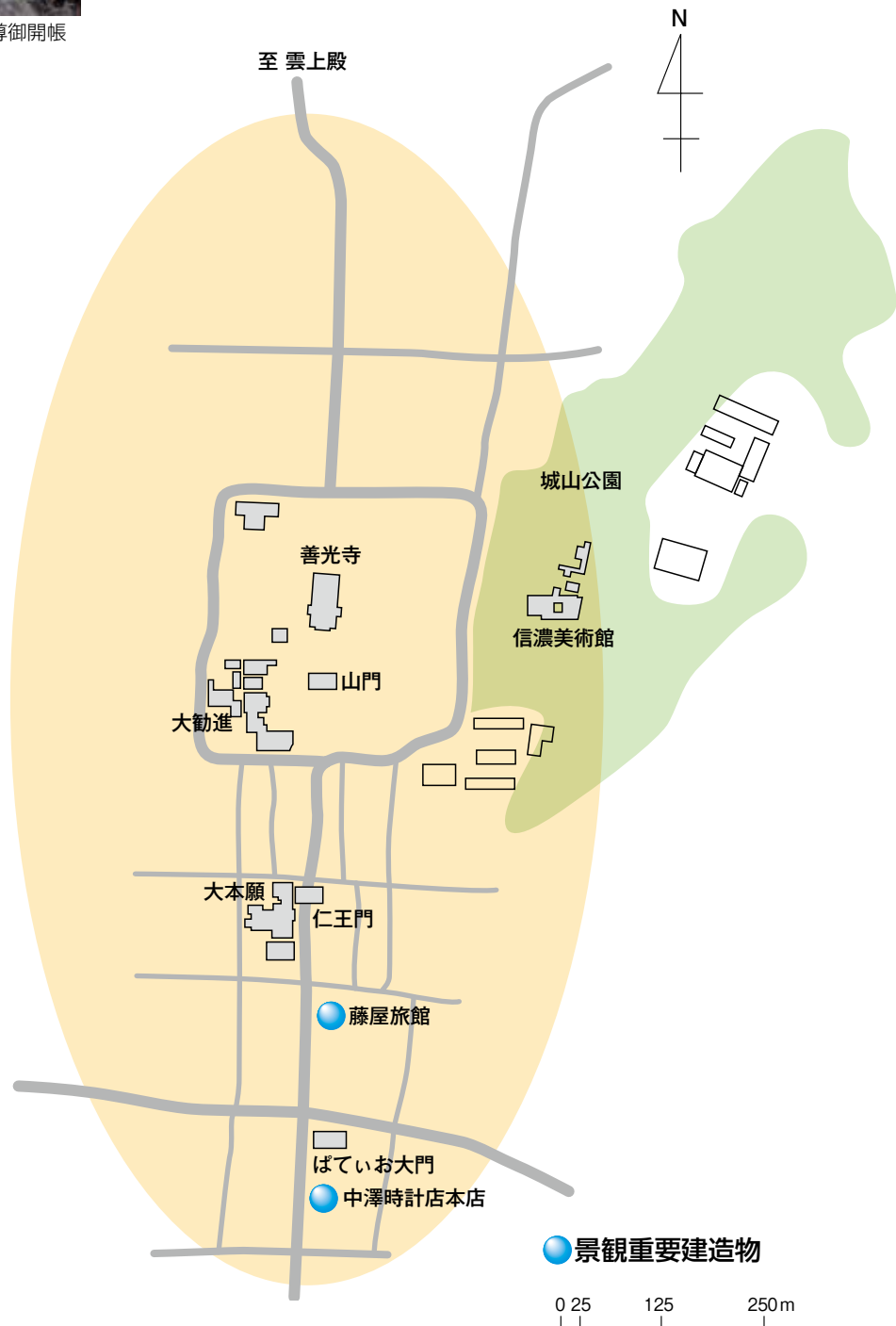
平成27年善光寺前立本尊御開帳
©善光寺



善光寺表参道



長野灯明まつり



松代地区

松代地区は、北を千曲川、残りの三方を急峻な山々に囲まれており、武田信玄により築かれた松代城（海津城）を中心に南へ城下町が広がっています。城下町には、江戸時代の藩校である旧文武学校や、旧横田家住宅などの武家屋敷、真田家の菩提寺であった長国寺などの歴史的建造物が数多く残っており、武家地や町人地、寺町などの町割りや道筋、全国的にも珍しい泉水路*など、地区全体に江戸時代の景観が受け継がれています。

こうした城下町の景観は、武家地に残る庭園群を中心に、借景となる象山や皆神山など周囲の山々と調和しており、町全体がさながら「庭園都市」の様相を呈しています。

地区内では、祇園祭や勢獅子^{せいきし}、八橋流^{やっはしりゅう}等曲など、伝統的な祭礼や文化も継承されており、毎年秋に開催される「松代藩真田十万石まつり」では、城下町全体を舞台とした壮大なスケールの武者行列が再現されています。

また、松代出身の偉人にまつわる名所も多く、幕末の藩士佐久間象山を祭る神社や、明治時代の女優松井須磨子の生家、童謡の作詞家作曲家たちを称える石碑などの文化的な景観が町中に残されています。

さらに、数多くの文化財では、次世代への保存継承を目的として、継続的な保存整備が実施されています。松代城跡では石垣の修復や門、橋、土塁、堀などの復元が進み、江戸時代末期に築かれた真田邸（新御殿）では、御殿や土蔵、表門、庭園などの保存整備が実施され、全国に数少ない城郭御殿建築の姿を見ることができます。

歴史的な街並みの景観を残す城下町南部の武家地では、長野市伝統環境保存条例に基づく保存区域を指定し、伝統環境の保存を進めているほか、旧北国街道松代道沿いに残る町屋様式の建物に対しては、官民による古民家の再生と活用が行われています。

松代地区の東部に広がる大室古墳群は、5世紀前半から7世紀にかけてつくられた約500基の群集墳であり、その規模は東日本最大級といわれています。調査では「合掌形石室」と呼ばれる特徴的な埋葬施設も確認されており、長期的な保存整備が進められています。

地区の特色ある街並みを保全、活用するため、街なみ環境整備事業や文化財の保存整備にあわせて、市民が歴史的な景観資源を使いながら守っていく「エコール・ド・まつしろ」の取組が進められているなど、NPOやボランティアを中心とするまちづくり活動が展開されています。

これら地区全体の大きな動きに合わせ、景観計画では、松代城下町一帯を松代町景観計画推進地区に指定し、建築物などの高さを抑えることにより、歴史的な景観資源を活かした街並みを保全しているほか、松代藩の御用商人の屋敷だった八田邸を景観重要建造物に指定し保存支援を行っています。また特徴的な歴史的景観資源を残すよう配慮をもとめていくことで、城下町の景観にふさわしい、地域の歴史や文化を活かした良好な街並みと自然が共存する景観形成を目指します。

*泉水路：各家の庭池（泉水）から庭池へと連続して流れる松代特有の水路



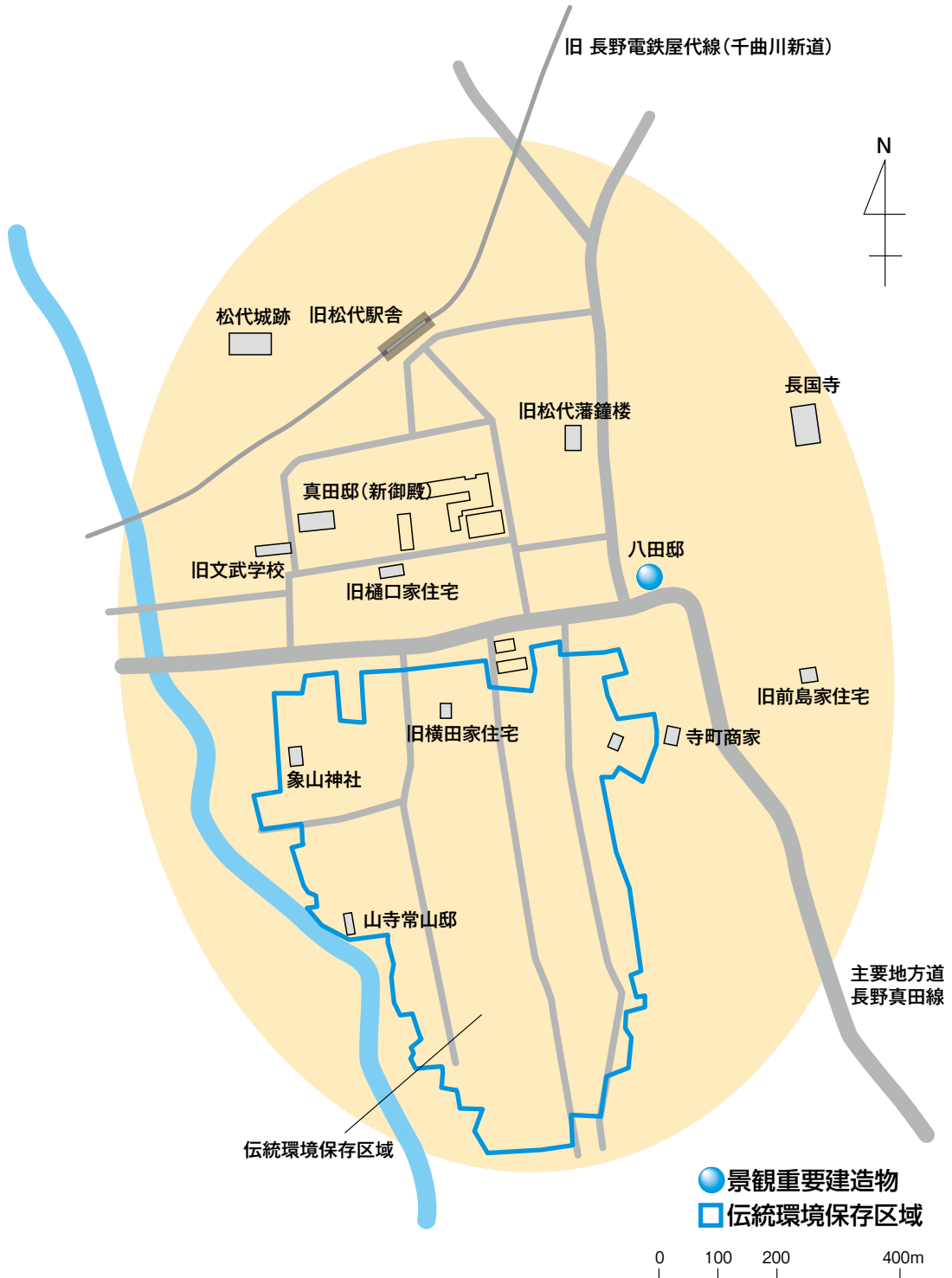
松代城跡



真田邸（新御殿）



武家地の街並み



戸隠地区

戸隠地区の中でも戸隠神社奥社、中社、宝光社の周辺は、全域が標高1,000メートルを超える高所にあり、戸隠信仰を育んだ戸隠連峰をはじめ、奥社参道の杉並木や鏡池、越水ヶ原、戸隠森林植物園など優れた自然景観に恵まれています。戸隠神社は、奥社、中社、宝光社、九頭龍社、火之御子社により構成されています。このうち、戸隠神社中社と宝光社の門前には、宿坊や民家にみられる茅葺屋根の建築物や、社殿などの歴史的な建築物が数多く集積し、戸隠神社の門前町としての街並みを形成しています。

加えて、それらを舞台に戸隠竹細工や祭礼といった伝統文化が今も受け継がれ、山岳信仰の歴史を今に伝える特徴的な景観を形成しています。

宝光社地区の横大門通りより北側の区域は妙高戸隠連山国立公園に指定され、自然公園法の特別地域として自然環境の保護が図られています。このほか、屋外広告物条例による展望規制によって幹線道路の沿道において屋外広告物を制限することにより、雄大な自然景観と眺望景観が維持されています。

景観計画では、戸隠の特色ある景観を象徴する建築物として、茅葺屋根を持つ宿坊の宿坊極意と越志旅館の2件を景観重要建造物に指定しています。

平成28年（2016年）8月には中社・宝光社地区の一部を長野市戸隠伝統的建造物群保存地区に決定し、平成29年（2017年）2月には、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。保存地区内では、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づいた建造物等の現状変更行為に対する規制を設けているほか、保存計画に適合する修理・修景事業について事業費の一部を助成する制度を設けています。

併せて、街なみ環境整備事業による歴史的な建造物やその周辺環境の整備も進めており、歴史的街並みの維持・向上を図っています。また、善光寺周辺から戸隠神社周辺へと続く戸隠古道の整備も進め、自然と調和した地域固有の歴史と文化を尊重した街並みを保全することにより、良好な景観形成を目指していきます。



戸隠神社奥社参道



戸隠連峰



宿坊が連なる街並み



鬼無里地区

本市の北西部に位置し、裾花川の源流沿いの盆地を中心として山々に囲まれた鬼無里地区は、ほぼ三角形の土地の大部分が分水嶺^{ぶんすいれい}に囲まれており、谷の都とも桃源郷とも言われるほどの牧歌的な原風景が広がっています。

中でも、春には国内有数のミズバショウの大群落が広がり、夏にはブナの原生林などの巨群の濃い緑の中を爽やかな風が吹き抜ける奥裾花自然園や、秋に一面の紅葉が広がる奥裾花溪谷、幾重にも重なる尾根と一段高く北アルプスの絶景を望める大望峠などは、自然の宝庫としての鬼無里を代表する風景です。

奥裾花溪谷は、「日本百景」や森林文化協会の「21世紀に残したい日本の自然100選」に選ばれており、また、一部地域は、妙高戸隠連山国立公園の一部として自然公園法の特別地域に指定されているほか、県の森林整備保全重点地域や、名勝、保安林にも指定されるなど、豊かな自然が守られる環境が整っています。

さらに、林野庁の「水源の森百選」*にも選ばれるほどの豊富な水資源は、多くの動植物を呼び寄せるとともに、溪谷の断崖から流れ落ちる雄大な文殊滝を生み出し、幾重にも折れて流れる眺めは白糸のごとき美しさを醸し出しています。

そのほかにも、日本三文殊の一つである文殊堂や、室町時代の建造物として国の重要文化財にも指定されている白髭神社^{しらひげ}、鬼女「紅葉」の墓ともいわれる石塔や川端康成の文学碑も残されている松巖寺などもあり、いにしえのロマンの宝庫としても著名です。

中でも、鬼無里の名の由来とも言われている『鬼女「紅葉」伝説』は、平安の世の美しくも悲しい物語を現代に伝えています。

景観計画では、建築物などの高さを周辺の樹林の高さ以下とし、背景となる山の稜線を分断するなど眺望景観に著しい支障を与えないように配慮することを求め、周辺の優れた自然景観に調和した景観の形成を目指しています。

※水源の森百選：毎日安心して水を使えたり、大雨や台風といった様々な災害から生命・財産が守られていることは、森林の働きによるところが大であるとともに、森林には、わたしたちを癒してくれ、快適な気持ちにさせてくれる働きなどもあります。
林野庁は、こうした森林の役割を紹介し、広く理解を深めてもらうことを目的に、水を仲立ちとして森林と人との理想的な関係がつけられている等の代表的な森について、「水源の森百選」として選定しました。



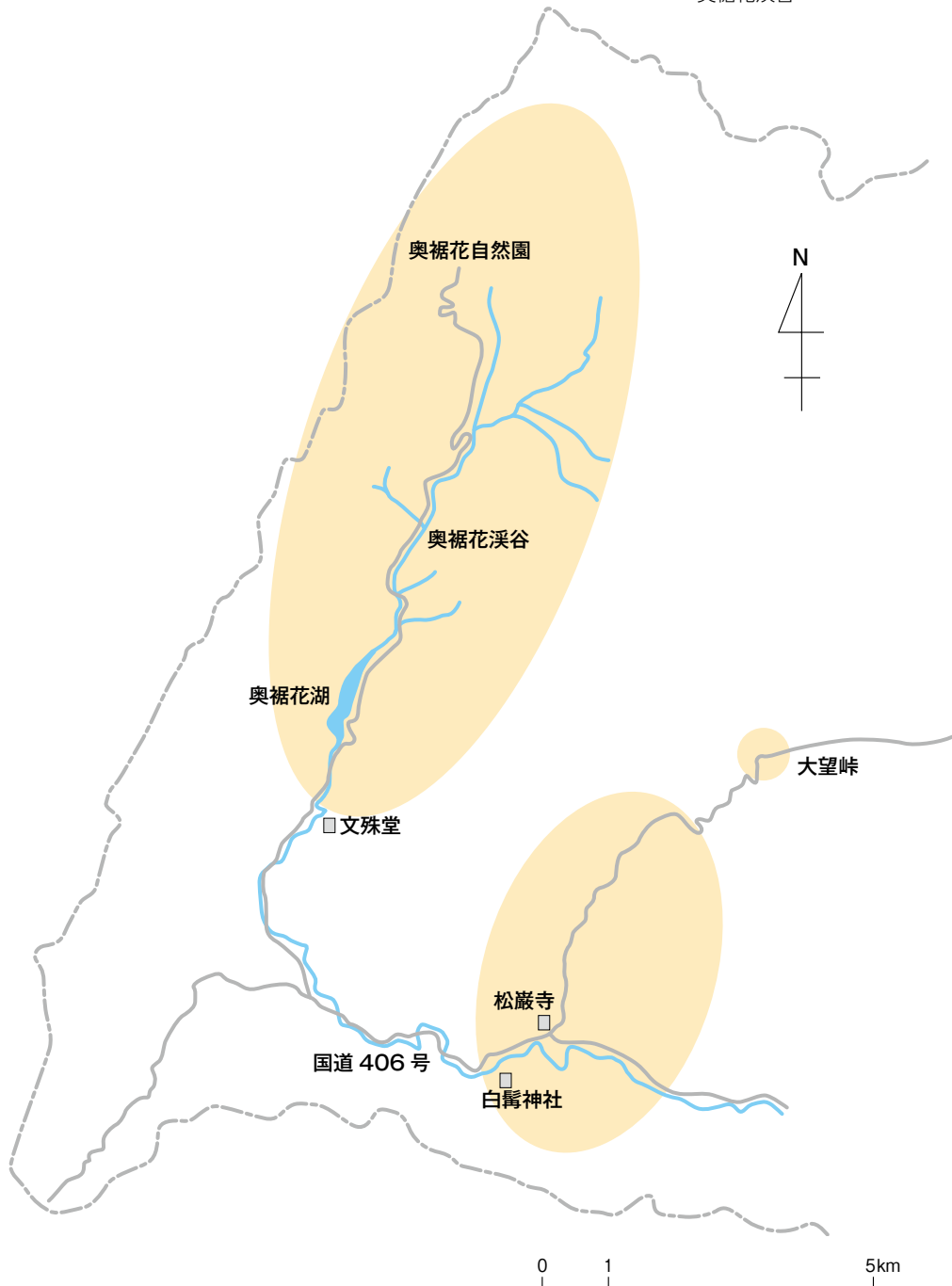
大望峠



奥裾花自然園



奥裾花溪谷



中条御山里地区

中条御山里地区は、「日本の棚田百選」※に選ばれた栃倉の棚田、歴史的な民家の集まる農村集落、山の神信仰の篤い里山である虫倉山が一体となって農村景観を形成しており、人々の生活や生業、地域の風土により形成された特色ある文化的景観を有しています。

特に虫倉山には、山の神信仰（山姥信仰）や竜蛇神信仰（水神信仰）などがあり、古くから山姥伝説として受け継がれています。

また、北アルプスの展望と田園風景が調和した、美しい眺望景観も保全されています。

景観計画では、建築物などの高さを周辺の樹林の高さ以下とし、周辺の自然豊かな里山と景観を阻害しないよう配慮することを求め、周辺の優れた自然景観に調和した景観の形成を目指しています。

※日本の棚田百選：中山間地域に広く分布する棚田は、その急峻な地形を巧みに利用した農業生産活動を通じて、国土・環境の保全、農村の美しい原風景の形成、伝統・文化の継承等の役割も果たしています。棚田はこのように大きな役割を果たしていることから、農林水産省は、その保全のための整備活動を推進し、農業や農村に対する理解を深めるため、優れた棚田を「日本の棚田百選」として認定しました。



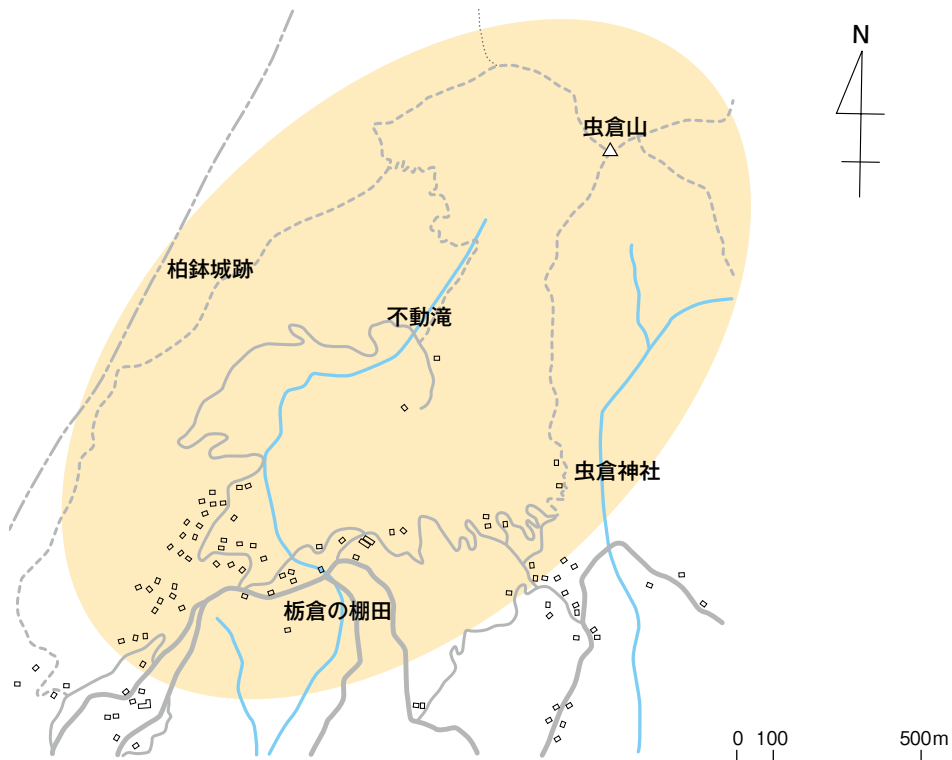
栃倉の棚田



歴史的民家の集まる農村集落



虫倉山



信州新町久米路峡地区

信州新町久米路峡地区は、犀川の浸食により形成された峡谷である久米路峡を中心としており、信州新町を代表する自然景観を有しています。

信州新町には、久米路峡のほかにも、県歌『信濃の国』に登場する久米路橋や^{へきすい}碧水を湛える犀川、佐久間象山お手植えのカエデなどがあります。

また、本地区は、久米路峡が長野市指定名勝として、また森林の一部が保安林として指定されており、豊かな自然環境が保全されています。

景観計画では、建築物などの高さを周辺の樹林の高さ以下とし、周辺の優れた自然景観に調和した景観の形成を目指しています。



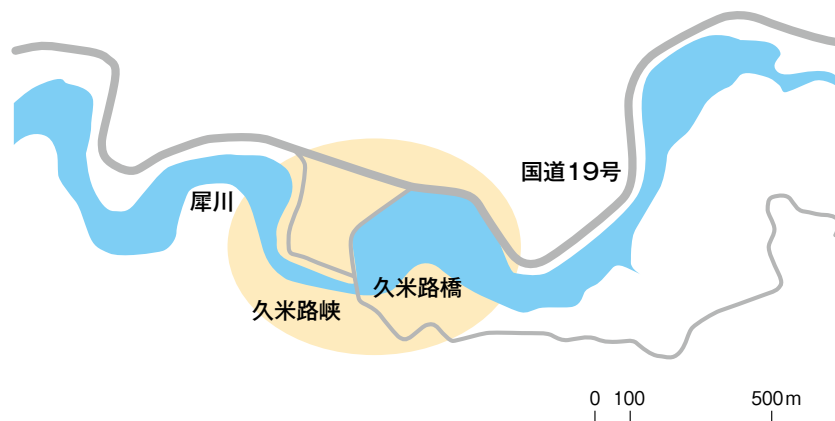
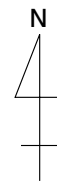
久米路橋



久米路峡



犀川



イ 重要伝統的建造物群保存地区

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された戸隠中社・宝光社地区の一部では、景観計画に定める景観形成基準に加えて、長野市戸隠伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく建造物等の現状変更行為に対する規制を設けています。

これにより、戸隠地区特有の歴史や伝統、文化に育まれた街並み景観を保存し、魅力あるまちづくりを継続的に推進します。



ウ 歴史的風致維持向上計画における重点区域

長野市歴史的風致維持向上計画は、地域固有の歴史的遺産を活かしたまちづくりの推進を目的としています。歴史的風致維持向上計画では、善光寺・戸隠地区、松代・若穂川田地区、鬼無里地区を重点区域としています。これら3地区においては、歴史的風致^{*}を形成する建造物等の保存整備及び維持管理、良好な市街地の環境や景観の保全と形成、歴史的街並みの回遊性向上や歴史的道筋の周知、祭礼などの伝統行事に対する支援など、様々な事業を通じて歴史的風致の維持と向上を図ります。

また、重点区域内にある文化財や歴史的風致を調査・研究するとともに、地域の歴史や文化を積極的に情報発信することにより、歴史的風致の普及や啓発を行います。

^{*}歴史的風致：地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた、良好な市街地の環境



(2) 調和を基本とした市全域の良好な景観の維持

山と河川による地勢的あるいは自然的な条件のもとに特徴付けられている本市の大きな景観構造を大切にするため、周辺環境とわたしたちの営みの共存を目指します。

市内には、数え切れないほどの「大切にしたい景観」があり、それぞれの想いを乗せた「お気に入りの景観」が人の数だけ存在しています。このような、市民が思い描く「景観」もまた、将来にわたって大切に守り続けていく必要があります。

そして、そんな一つ一つの「景観」を包み込む長野市全体もまた、良好な景観で彩られていなければなりません。そのため、個々の建築行為等が景観を形作っていることを前提とし、景観に与える影響が大きい大規模な行為や屋外広告物を対象として、景観形成上重要な事項に関するルールを定めるほか、事前協議、届出制度などの活用により、周辺の環境と調和した景観を維持します。

ア ながの百景の活用 (資料を参照)

市内の自然や歴史、文化、風土を感じられる景観から、「大切にしたい景観」や「お気に入りの景観」を市民から募集し、平成26年(2014年)に「ながの百景」を選定しました。

この、市民が守っていききたいと願う百景を、様々な機会を通じて市の内外に発信していくことにより、市民の景観への関心の高まりと長野市としてのブランド力向上を図りながら、地域振興につなげていきます。



イ 屋外広告物の規制

屋外広告物は景観を構成する重要な要素の一つであり、無秩序に掲出された屋外広告物は、周辺環境への配慮に欠き、風致やまちの景観を損なうおそれがあることから、平成11年(1999年)に長野市屋外広告物条例を制定し、平成17年(2005年)には条例の改定により規制地域を拡大、屋外広告物ガイドラインを活用するなど、適切な広告景観の維持に努めています。

また、電柱などに貼られた違反広告物の簡易除却を定期的実施するほか、関係機関による一斉点検により設置者に対する是正指導を行うなど、美しい街並みの保持に努めます。

ウ 景観に配慮した公共施設の整備等

市が整備・活用する公共施設は、特に周辺景観への調和に配慮するなど、良好な景観形成に先導的な役割を果たしています。このため市では、長野市景観審議会に設置されたデザイン専門部会に、形態または色彩その他の意匠及び敷地緑化について専門的な見地からの評価・助言を求め、ユニバーサルデザインにも配慮した公共施設の整備を行います。

その他の公共施設については、大規模な建築行為等に関わる事前協議、届出制度を通じて、良好な景観形成に対し特に配慮を求めます。



(ア) 緑と水による景観形成

公園の整備や道路、水辺、公共施設の緑化を積極的に行い、緑に囲まれた潤いのある景観形成を推進します。

(イ) 親しみのある歩行者空間の整備

快適な歩行者空間の整備と、オープンカフェなど公共空間を積極的に活用することにより、楽しく歩ける道づくりを進め、親しみのあるにぎわい空間を形成します。

エ 民間施設に対する景観誘導

景観計画で定める景観形成基準や、大規模な建築行為等に関わる事前協議、届出制度を通じて、事業者や市民の景観への意識向上を図ることにより、民間の施設に対する景観誘導を行い、周辺の環境と調和の取れた街並みの整備を図ります。

(3) 市民が主体になって行う景観形成

本市の顔を決定付ける景観を良好なものに作り上げていくためには、行政や事業者の力だけでは到底足りません。市民一人一人が良好な景観を形成する主体として、身近な地区の景観資源を守っていくことは大変重要で、また、それを活かすための活動が活発に行われるような環境が必要です。

更に、近隣住民が協力しあって独自のルールをつくり、地区景観を育むなどの活動に積極的に取り組んでいくことは、地域の魅力づくりにつながるとともに、良好な景観を形成していく上で大変有効な手段です。

市は、市民の景観に対する関心や熱意を育む取組を実施するとともに、必要な支援を行うなど総合的な事業展開を図ります。

ア 景観形成市民団体の育成と支援

良好な景観を形成するため、一定の区域において自主的なまちづくり活動や調査研究などを行う団体を、景観形成市民団体として認定します。

市は、地区計画や景観協定などの合意形成に向け、技術的支援や活動経費の一部補助などの支援を行います。



長野大通り景観を考える会



善光寺表参道景観研究会

イ 景観形成の推進組織

(ア) 景観審議会

景観審議会は、学識経験者や民間諸団体の代表者、公募委員などにより構成され、市長の諮問に応じて景観計画の変更や修正、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定など、景観の形成に関する必要な事項の調査、審議のほか、条例に基づく顕彰の選考等を行うことにより、市民の景観意識の高揚を図り、良好な景観形成を推進していくための組織です。

また、長野市屋外広告物条例に関する調査、審議も行うなど、本市の景観施策への重要な助言や提言を行う役割を果たしています。



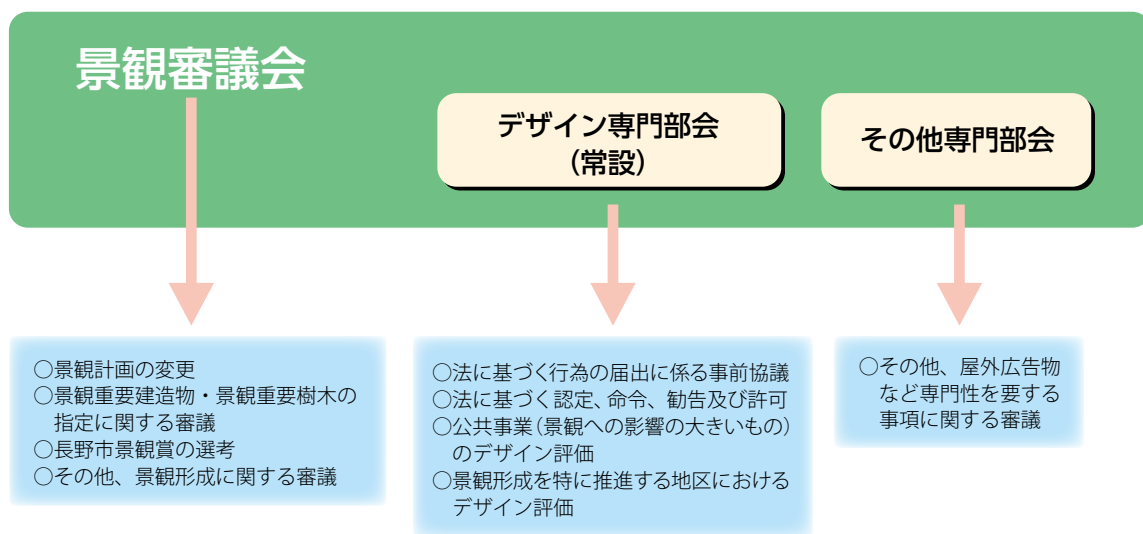
●デザイン専門部会

法に基づく認定、命令、勧告及び誘導に関する事項、景観形成を特に推進する地区におけるデザイン評価に関する事項、公共事業のデザイン評価に関する事項等について審議するため、景観審議会の中に設置された常設の専門部会です。

デザイン専門部会では、建築や都市計画などに関する事項の調査や審議のため、専門委員を置くことができます。

●その他専門部会

屋外広告物など専門性を要する事項については、必要に応じて専門部会を設置し、審議を行います。



(イ) 景観協議会

景観協議会は、景観まちづくりを持続的に行うために、市民・事業者・行政が協働で、良好な景観形成に取り組むために必要な協議を行うための組織です。

地域の景観特性や協議事項に応じ、市民、関係行政機関及び観光、農林商工関係団体、電気・電気通信・鉄道等の公益事業を営む者などにより組織し、構成員には、その協議結果を尊重する義務が課せられます。

ウ 顕彰制度

地域の特色を活かしながら魅力あるまちづくりへの貢献が認められる建築物や工作物、屋外広告物、街並み、景観の向上に寄与している団体等を、「長野市景観賞」として表彰します。

この表彰を通じ、市民の景観に対する意識を高めるとともに、より良い景観の創造が図られるよう推進していきます。

また、景観賞表彰作品めぐりなどを通じ、広く市民の景観に対する意識を醸成していきます。



第28回（平成27年度）景観賞
新光電気工業株式会社 栗田総合センター



第27回（平成26年度）景観賞
長野信用金庫大門町支店



第30回（平成29年度）景観賞
戸隠中社・宝光社地区まちづくり協議会



景観賞表彰作品めぐりの様子



景観賞表彰作品めぐりの様子



景観賞表彰式の様子

第4章

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針



(法第8条第2項第3号)

地域の良好な景観形成に重要な役割を持つ建造物や樹木は、保全をしながら活用を図っていく必要があります。市は、地域のシンボルにふさわしい建造物等の指定方針を定め、保全・活用を図るための支援をしていきます。

1 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は、次に該当するもののうち、地域の景観形成上、維持、保全する価値があり、地域のまちづくりの核となると認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定します。

ただし、公共の場所から容易に見ることのできる位置にあるものに限り、

- 特色のある景観形成を特に推進する地区等にある建造物で、その地区のシンボリックな景観を生み出しているもの
- まちづくりや景観形成に向けての住民活動が積極的に展開されている、又は今後予定される地区内にある建造物で、景観資源としてこれらの活動の中で活用される可能性があるもの
- 建造物の存在が市民や観光客に認識しやすく、心象風景として、現に親しまれ愛されている、又は今後その可能性があるもの



2 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は、次に該当するもののうち、地域の景観形成上、維持、保全する価値があり、地域のまちづくりの核となると認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定します。

ただし、公共の場所から容易に見ることのできる位置にあるものに限り、

- 特色のある景観形成を特に推進する地区等にある樹木で、その地区のシンボリックな景観を生み出しているもの
- まちづくりや景観形成に向けての住民活動が積極的に展開されている、又は今後予定される地区内にある樹木で、景観資源としてこれらの活動の中で活用される可能性があるもの
- 樹木の存在が市民や観光客に認識しやすく、心象風景として、現に親しまれ愛されている、又は今後その可能性があるもの

第5章

景観重要公共施設の整備に関する事項



(法第8条第2項第4号ロ)

良好な景観形成に重要な役割をもつ道路、河川、都市公園等の公共施設を対象に、管理者等の同意を得て景観重要公共施設に指定し、地域の景観形成にふさわしい整備等の基準を定めます。

1 道路

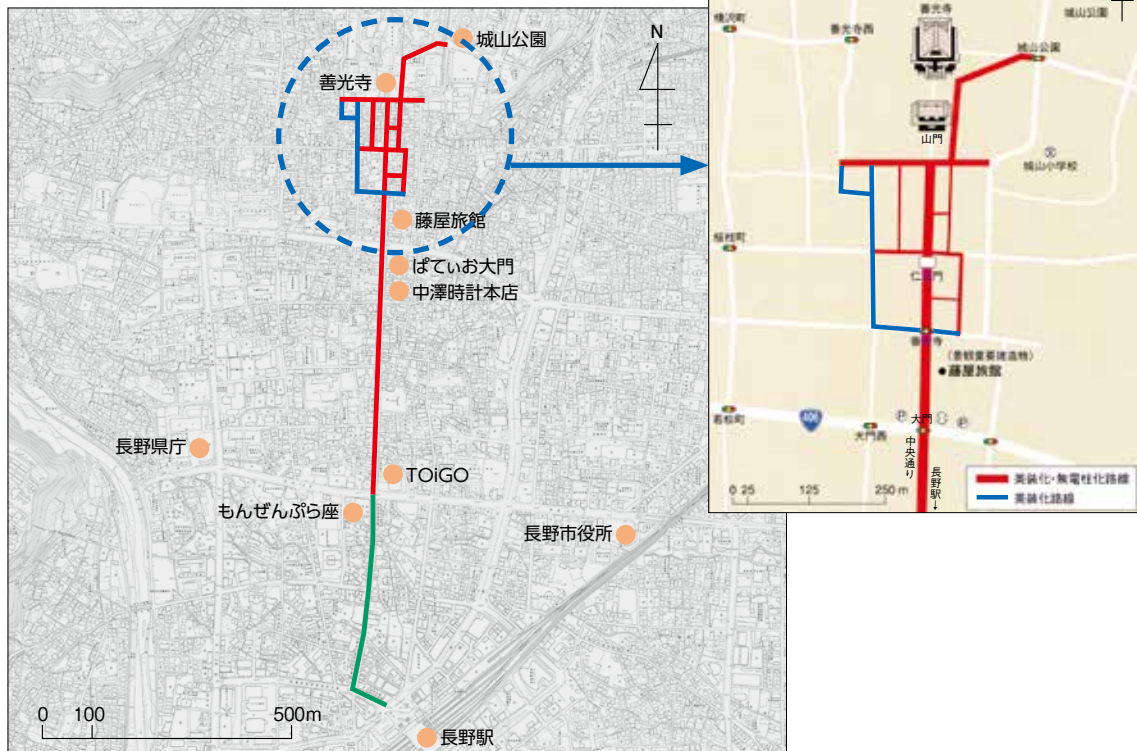
別図-1及び2に示す路線については、良好な街路景観を特に推進するため、整備に関する方針を定めます。

(1) 善光寺周辺地区

(長野中央通り(都市計画道路中央通り)、長野北93～100号線、県道長野豊野線・長野北576号線、善光寺南線(都市計画道路城山小学校通り)、長野西944号線)

- 歴史を感じられる意匠のストリートファニチャー等を設置し、善光寺の表参道らしい雰囲気醸成と回遊性の向上を図る。
- 別図-1に赤線で示す路線は、石畳等により、善光寺周辺の街並みと調和した連続性のある舗装とするとともに、街路灯等の整備や無電柱化により歴史的な景観の形成と安全で快適な歩行者空間を創造する。
- 別図-1に青線で示す路線は、周囲の街並みと調和した舗装とし、良好な景観の形成を図る。
- 別図-1に緑線で示す路線は、周囲の街並みと調和した整備を行う。
- 修繕及び再整備の際は、整備当初のデザインを維持するよう配慮する。

別図-1

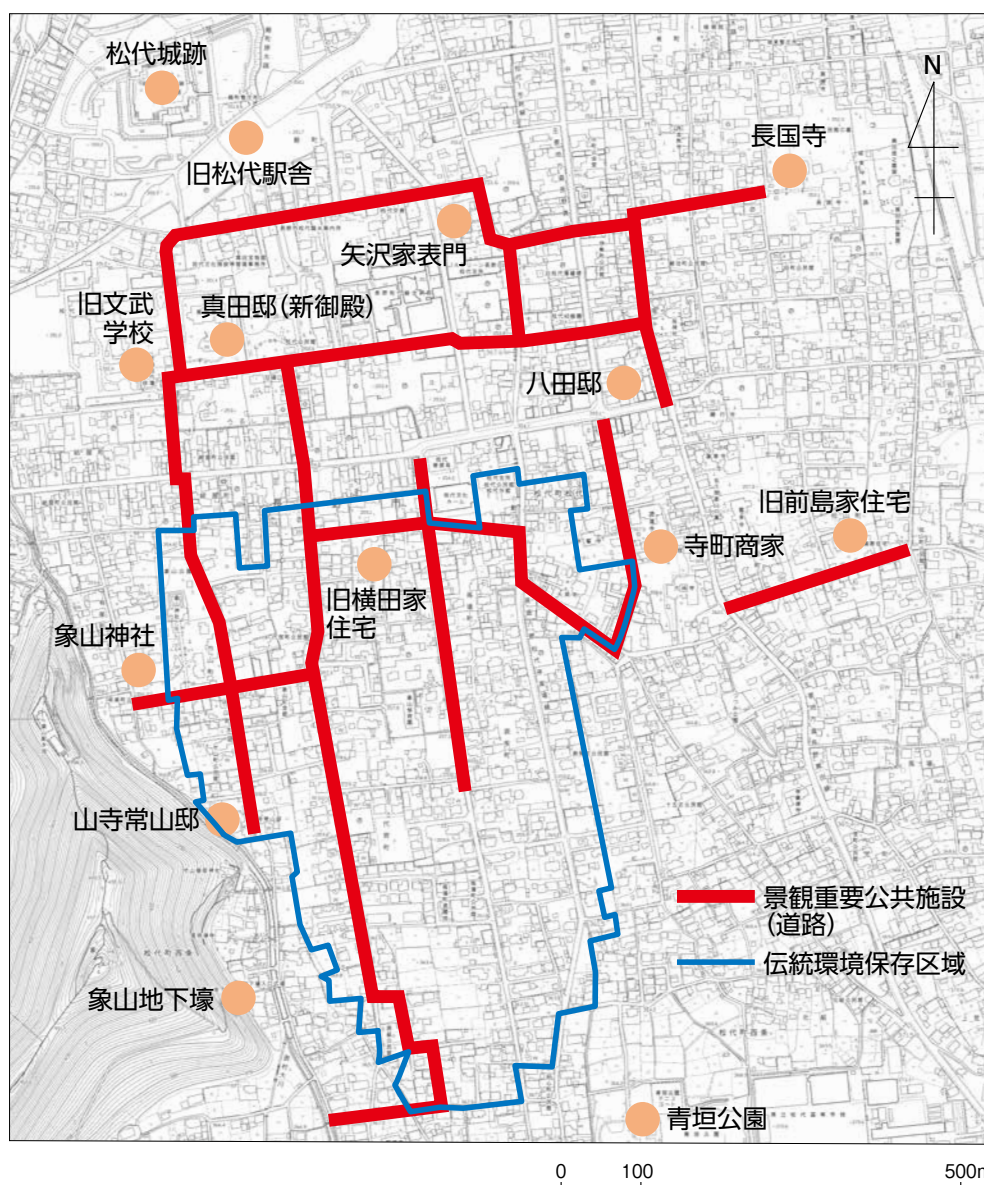


(2) 松代地区

(御安町西河原線、殿町代官町線、松代東187～190号線、松代西18号線、松代西33～36号線、松代西39～40号線、松代西119～120号線、松代西123号線、松代西126号線、松代西128号線、松代西144号線、松代西148号線、松代西150号線、松代西152～153号線)

- ・別図-2に赤線で示す路線は、城下町の歴史的街並みと調和した舗装により、安全で快適に回遊できる空間を整備する。
- ・松代の特徴である泉水路等を活かした整備を行い、水と伝統的建造物が調和した街並みを維持する。
- ・修繕及び再整備の際は、整備当初のデザインを維持するよう配慮する。

別図-2



2 都市公園、河川 等

地域景観の核となる都市公園、河川などの公共施設について、景観重要公共施設への指定を検討します。

指定された公共施設は、良好な景観形成に関する方針などに配慮し、形態意匠や色彩、緑化などについて、地域の良好な景観形成に先導的な役割を果たせるよう整備します。

第6章

行為の制限等に関する事項

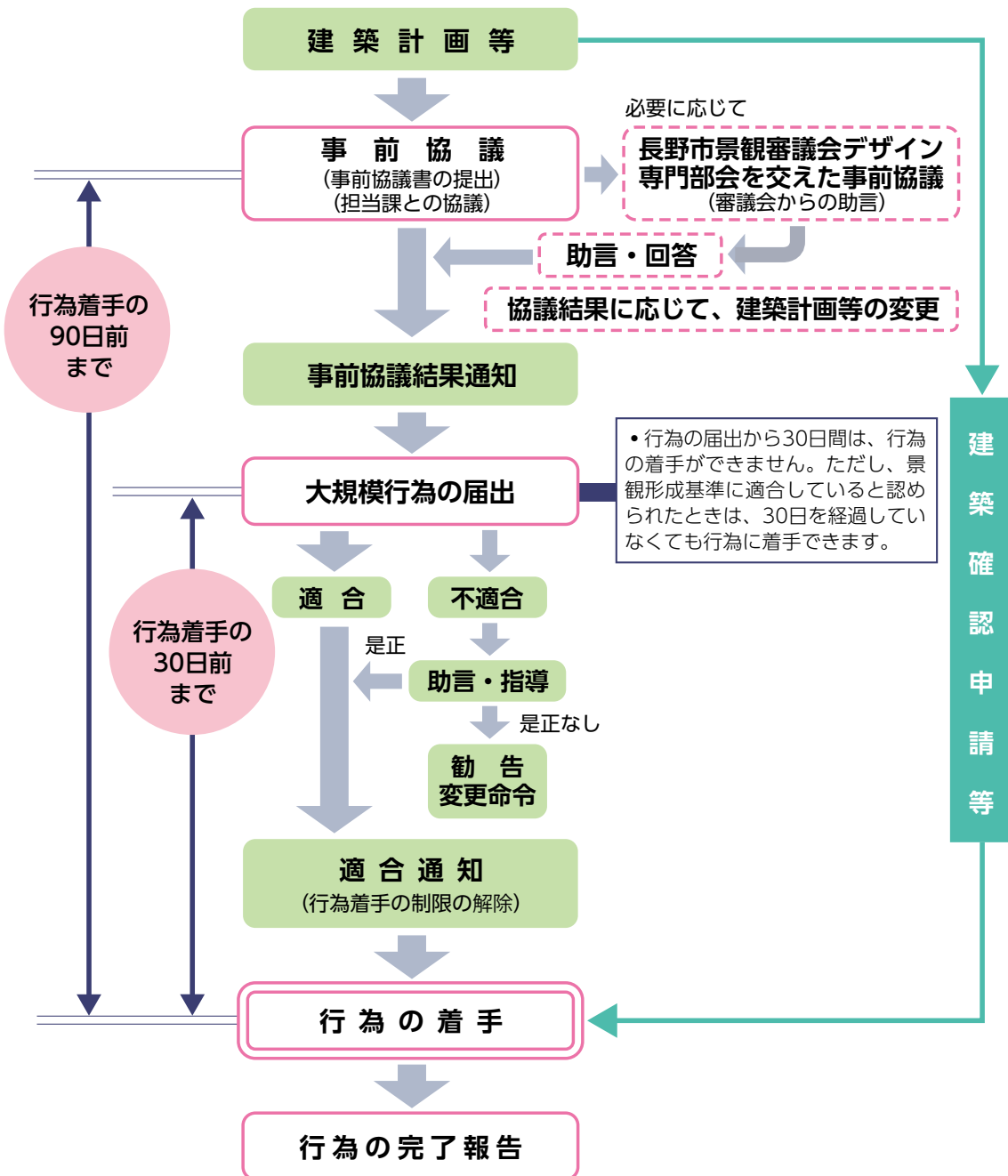


(法第8条第2項第2号)

行為の制限は、景観計画区域全域、又は良好な景観形成が特に必要とされる地区において、景観への影響が大きいと思われる建築行為等について、景観計画で定める景観形成基準に適合させることによって、良好な景観形成を目指すために行います。

一定規模を超える建築行為等をしようとするときは、市長に行為の内容、場所、設計又は施工方法や着手予定日などを届け出る必要があります。また、一部の行為は、届出の前に市と事前協議を行う必要があります。

届出をした日から30日を経過した後でなければ行為に着手できませんが、良好な景観の形成に支障を及ぼさないと認められたときは、期間が短縮されます。



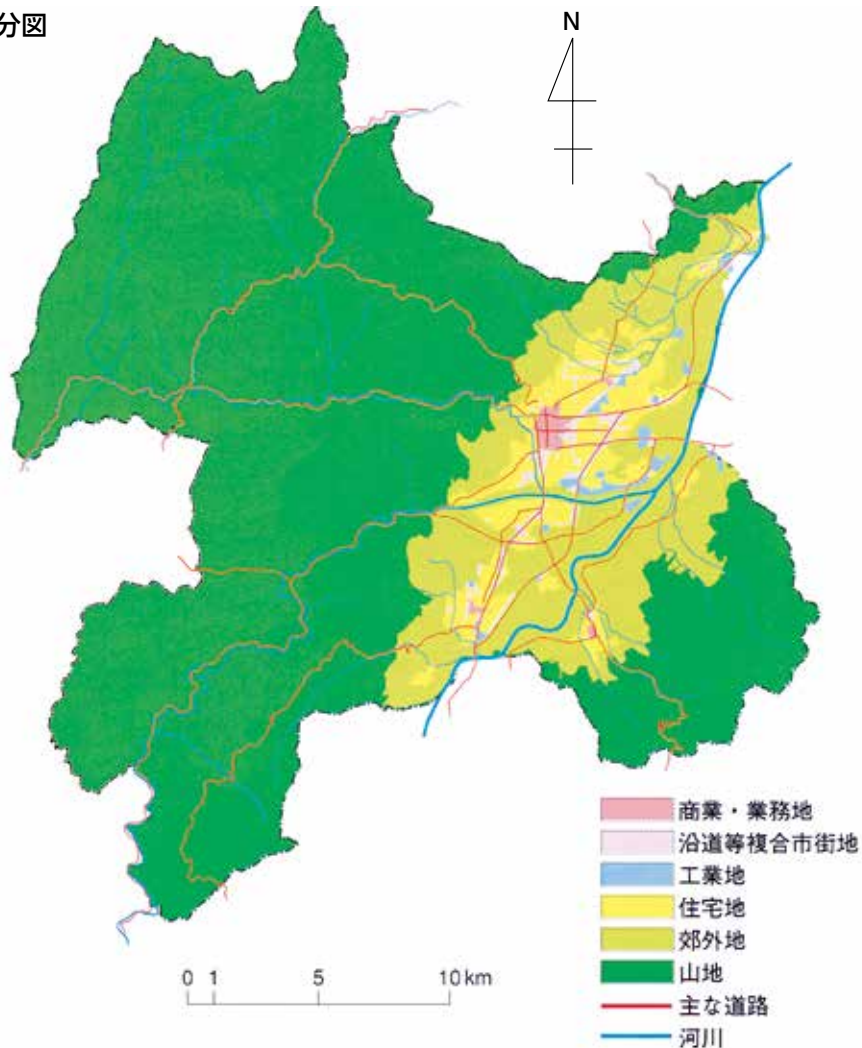
1 長野市全域における制限等

(1) 地域区分

地域の特性に応じた景観を形成するため、地形条件や土地利用を基に、市内を次のとおり区分し、それぞれの特性に応じた景観形成基準を定めます。

地域区分		
市街地	商業・業務地	商業地域 近隣商業地域のうち容積率が300%の地域
	沿道等複合市街地	近隣商業地域のうち容積率が200%の地域 準工業地域・準住居地域
	工業地	工業地域・工業専用地域
	住宅地	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域・第二種住居地域
郊外地	市街化調整区域として定められた地域	
山地	上記に掲げる地域を除く地域	

地域区分図



(2) 景観形成基準 (一般地域)

長野市の豊かな自然と歴史文化、都市的な景観が調和した環境を守り育て、次の世代に引き継いでいく
 「(3) 届出対象行為」に含まれない建築行為等については、届出の必要はありませんが、当該建築行為

行為の種別・事項		市 街 地		
		商業・業務地	沿道等複合市街地	
建築物・ 工作物共通	形態	地域のもつ特性をふまえ、周辺の街並み又は山並みの景観に調和した規模及		
		高層又は長大な壁面となる場合には、特に建築物等の上部及び正面のデザイン		
	材料	周辺の景観となじみ、かつ長期間にわたって良好な景観を維持できるよう、		
		地域の景観を特徴づける素材の活用に努めること。		
	色彩	けばけばしい色彩となることを避けるために、日本工業規格のZ8721に定め		
		の色相においては彩度4以下、その他の色相においては彩度3以下を基調と		
配置	周辺の街並みの景観と調和するよう努めること。			
	使用する色数をできるだけ少なくするよう努め、色彩相互の調和に十分配			
敷地の緑化	慮すること。また、低層部は明るく開放的な色彩とすること。			
	圧迫感を軽減させるため極力道路及び隣接地から後退し、街並みの連続性			
	にも配慮し、ゆとりをもたらす沿道空間を確保するよう努めること。			
敷地の緑化	敷地内や敷地周辺に良好な樹木や水辺等がある場合、あるいは特徴ある景観			
	めること。			
	建築物周辺の緑化を充実させ、特に接道部を重点的に緑化することにより周			
	生垣などにより緑化を図り、門、塀等を設ける場合は、その外側へ植栽を行			
建築物	形態	駐車場、自転車置場及び物置等を設置する場合には、周辺の植栽に努めること。		
		「長野市緑を豊かにする条例」の基準*に適合すること。		
		全体を統一感のある形態意匠とし、同一敷地内の複数の建築物等についても、		
	屋上設備等は、壁面の立ち上げ、ルーバー等の覆いにより外部から見えない			
	こと。			
色彩	屋根形態、壁面及び低層部分等の意匠に十分		屋根形態、壁面等の意匠に	
	配慮して、周辺の街並みと調和するよう努め			
高さ	ること。			
	太陽光発電パネルを勾配屋根に設置する場合は、屋根面に沿って設置し、最			
高さ	太陽光発電パネルを陸屋根に設置する場合は、建築物の屋上設備等の景観形			
	屋根又は外壁に沿って太陽光発電パネルを設置する場合は、周囲の屋根材又			
高さ	太陽光発電パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射			
	高さは、周辺の街並みの連続性、共通性を持		高さは、周辺の街並みの連	
高さ	たせるように配慮し、著しく突出させないこと。			
	また、高層なものについては、周辺に圧迫感			
高さ	を与えないように、空地や植栽を設けるよう			
	努めること。			
高さ	善光寺周辺地区で別図一3に黄色で示す区域は、最高の高さを15メートル以			

とを目的として、地域区分と行為の種別毎に「景観形成基準」を定めます。
等を行う際にこの「景観形成基準」を参考にしてください。

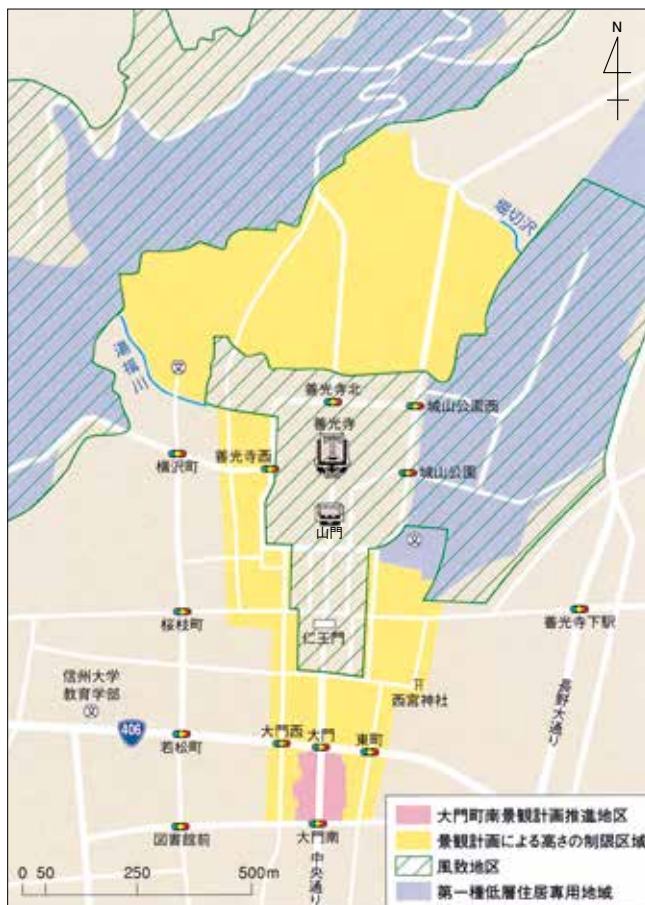
		郊外地	山 地
工業地	住宅地		
び意匠とすること。			
ン等の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減するような意匠、形態とするよう努めること。			
耐久性及び耐侯性に優れた材料を用いるよう努めること。			
る色相、明度及び彩度の三属性（マンセル値）による橙（Y R）の色相においては彩度6以下、黄（Y）及び赤（R）すること。			
	できるだけ落ちついた色を基調とし、周辺の街並み又は山並みの景観と調和するよう努めること。		
使用する色数は少なくし、色彩相互の調和に十分配慮すること。			
道路及び隣接地からの後退幅を十分にとり、広がりのある空間と緑地帯を確保するよう努めること。			
や山並みへの良好な眺望が得られる場合には、これらを活かせる配置とするよう努		自然の地形や樹木、水辺等を活かしながら、周辺の景観に配慮するとともに、稜線を分断する等眺望に著しい支障を与えないような配慮とするよう努めること。	
辺への圧迫感や威圧感の軽減に努めること。			
うよう努めること。			
景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとするよう努めること。			
よう工夫すること。また、屋外階段、配管等は、形態、材料、色彩により建築物本体との調和を図るよう努める			
十分配慮して、周辺の街並み又は山並みと調和するよう努めること。		屋根は原則として勾配屋根とし、勾配は、周辺や背景の山並みとの調和に努めること。	
上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体的に見える形態とすること。			
成基準に倣うこと。			
は外壁材との調和に努めること。			
が少なく模様が目立たないものとするよう努めること。			
続性、共通性を持たせるように配慮すること。	高さは、極力抑え、周辺の田園景観との調和に努めるとともに、背景の山並みの眺望に留意するよう努めること。	高さは、周辺の樹林の高さ以下を原則とし、樹高以上とする場合には、周辺の自然景観や背景の山並みと調和するように努めること。	
下とすること。ただし、神社仏閣についてはこの限りでない。			

行為の種別・事項		市 街 地		
		商業・業務地	沿道等複合市街地	
工 作 物	電気供給・通信施設	形態	高さが30メートル以下の鉄塔の構造は鋼管タイプとするを添付)を提出すること。	
			上部を小さくするなど、安定感のある印象をあたえる形態	
		色彩	亜鉛メッキの場合は曝露処理もしくは低光沢処理を施し、周辺の幹線道路などから眺望したときに、空が背景となる	
	太陽光発電施設・その他再生可能エネルギー施設等 (地上に設置する場合)	形態	善光寺周辺地区で別図一3に黄色で示す区域は、最高の高もの、又は市長が長野市景観審議会デザイン専門部会の意	
			周囲の景観を阻害しないよう、配置等の工夫や植栽等に努	
		色彩	風力発電施設は、尾根線上、丘陵地、高台への設置は避け主要な眺望点などから見た場合に、尾根の稜線を阻害しな善光寺周辺から善光寺を見た場合に、善光寺及び周辺の山太陽光発電パネルを地上に設置する場合は、架台の高さを	
配置	太陽光発電パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、パワーコンディショナーや分電盤、フェンス、引込柱等付敷地境界及び道路境界等からできるだけ後退し、必要に応			
開発行為 土地の形質の変更		大規模な法面、擁壁を極力生じないよう、できるだけ現地法面、擁壁については、周辺の景観との調和を考慮した形良好な樹林、樹木、河川及び水辺等は極力保全するよう努敷地内に駐車場と一定規模以上の緑地を確保するために、ことができる。		
土石類の採取 鉱物の掘採		採取の位置、方法を工夫するとともに、敷地内自然緑地の採取終了後は、「長野市緑を豊かにする条例」の規定に従		
屋外における再生資源の堆積		積み上げにあたっては、高さを極力低くするとともに、整周辺から見えにくくなるよう、道路等から極力離れた位置		

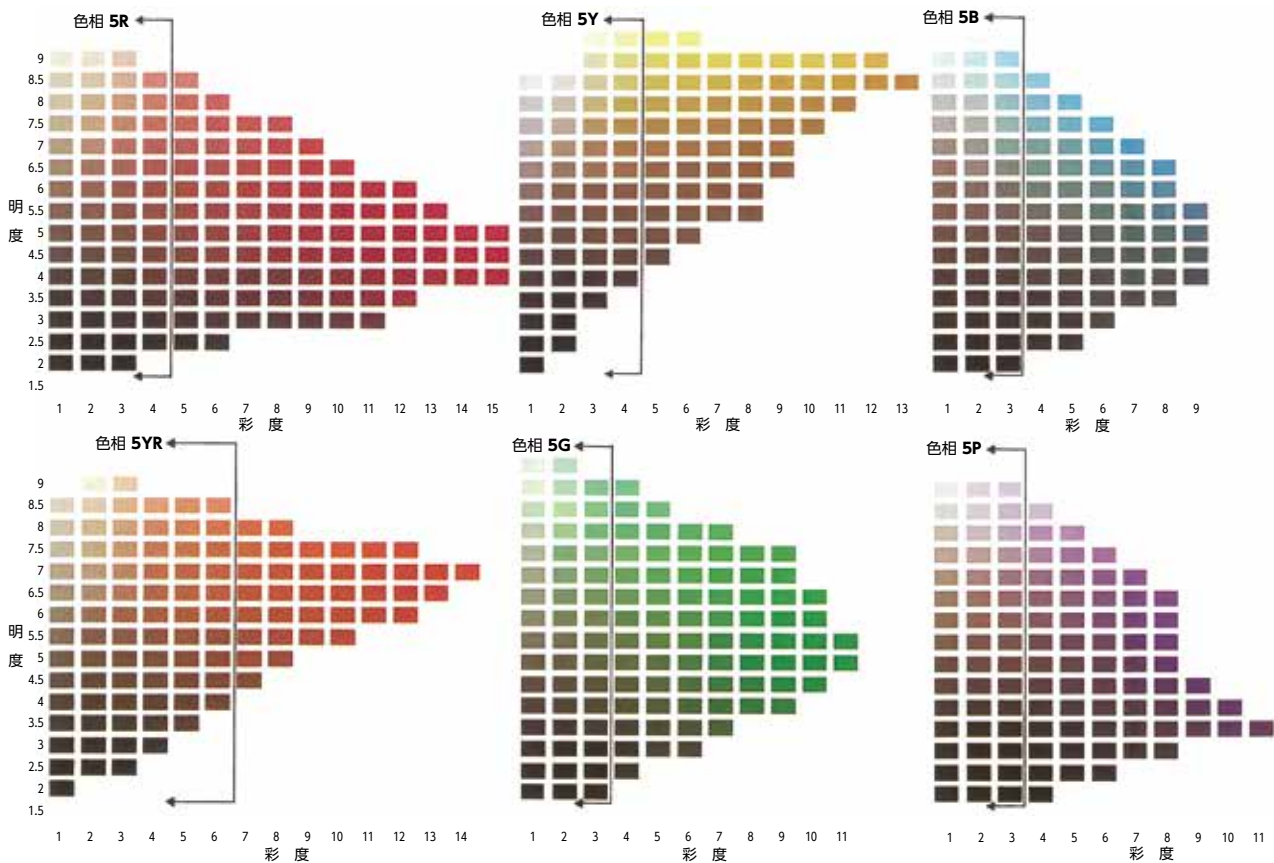
※長野市緑を豊かにする条例では、敷地面積1,000㎡以上の工場や事業所を新設する場合、工場では敷地面積の10%以上を緑地とし、

		郊外地	山 地
工業地	住宅地		
よう努めること。やむを得ずアングルトラスタイプを使用する場合は理由書（合成写真等により完成イメージ図			
とするよう努めること。			
その他の場合は落ちついた色を基調とすること。			
場合は明度を高く、山が背景となる場合は明度を低くするよう努めること。			
	最高の高さを30メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止のために高さが義務づけられたもの、又は市長が長野市景観審議会デザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。		
さを20メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止により高さが義務づけられた見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。			
めること。			
ること。			
いように配置上の工夫に努めること。			
岳の景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽等により修景を施すこと。			
極力抑えるよう努めること。			
できるだけ反射が少なく模様が目立たないものとするよう努めること。			
属設備の色彩は、周囲の景観との調和に努めること。			
じて植栽等により周辺の景観との調和に努めること。			
形に沿った変更とし、やむを得ない場合でも、法面、擁壁の規模を抑え、緩やかな勾配とするよう努めること。			
態、材料とし、周辺を含めた緑化に努めること。			
めること。			
敷地の最低面積は200㎡以上とすること。ただし、市街地は周辺の土地利用状況を考慮して、150㎡以上とする			
活用及び緑化により、周辺の道路等から見えにくくなるよう配慮すること。			
い樹木の植栽をすること。			
然と積み上げること。			
とし、併せて敷地の周辺への植栽及び塀の設置等によって遮へいに努めること。			
事業所では、空地面積の10%以上は樹木を植栽すると定めています。			

別図—3 (詳細は資料を参照)



使用できる彩度の基準(例)



() 景観形成基準の範囲

(3) 届出対象行為

法第16条に定める届出を要する建築行為等（以下「大規模行為」という。）は、次のとおりとします。大規模行為に着手する場合、行為着手の30日前までに市長に届け出て、景観形成基準に適合しているか確認を受ける必要があります。

行為の種類		届出を要する規模	
建築物	新築・増築・改築・移転	高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	
	外観変更（色彩変更を含む）	上記の規模を超えるもので、変更に係る面積が500㎡を超えるもの	
工作物	新設 増築 改築 移転 外観変更 （色彩変更を含む）	煙突 鉄柱・木柱類 高架水槽・物見塔類 遊戯施設 等	高さ13mを超えるもの
		装飾塔・記念塔類 等	高さ13m又は表示面積25㎡を超えるもの
		擁壁・垣・さく・塀類 等	高さ3mかつ長さ30mを超えるもの
		プラント類・自動車庫 飼料石油等貯蔵施設 ごみ処理場等処理施設 等	高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの
		電気供給・通信施設	高さ20mを超えるもの
		太陽光発電施設・その他再生可能エネルギー施設 等	高さ13m又は太陽光発電パネル面積（モジュール面積）が500㎡を超えるもの
開発行為・土地の形質の変更		面積が3,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さが3mかつ長さが30mを超えるもの	
土石の採取・鉱物の掘採			
屋外における再生資源の堆積		堆積の高さが3m又はその用に供される面積が1,000㎡を超えるもの	

※建築物の増築又は改築は、当該行為後の高さが13m又は既存建築物の建築面積との合計が1,000㎡を超えるもの。ただし、増築又は改築に係る床面積が100㎡に満たないもの、かつ外観の変更を伴わないものは除く。

(4) 届出の事前協議

大規模な建築物や工作物は、周辺の景観に与える影響が大きくなります。周辺の環境や景観に配慮するなど景観計画の理念や景観形成基準に適合したデザインとするには、行為の計画が企画、構想の段階から慎重に検討していく必要があります。

長野市では大規模行為の一部を事前協議の対象とし、良好な景観形成を目指します。

ア 事前協議の対象となる行為

上記（3）に定める届出対象行為のうち

建築物に係る新築・増築・改築・移転・外観変更（色彩の変更を含む）

工作物に係る新設・増築・改築・移転・外観変更（色彩の変更を含む）

イ 事前協議申出の時期

計画の修正が可能な時期を考慮し、原則として行為着手の90日前までに事前協議の申出を行うこととします。

2 景観計画推進地区における制限等

良好な景観の形成が特に必要とされる景観計画推進地区は、次のとおりとします。

- ・大門町南景観計画推進地区
- ・松代町景観計画推進地区

(1) 大門町南景観計画推進地区

ア 区域



イ 地区景観形成方針

地区景観形成方針	
①江戸時代・明治時代・大正時代にかけて建築された洋館や和風の商家などの外観を保持し、その連担や融合によって形成されている街並みを活かすように沿道建物の意匠を整備する。	◇新築・増改築・外観や店先の改修・看板の改修などを行う場合には、状況に応じた改修を行う。
②品位を感じさせると同時に活気と賑わいのある個性的な店先を創出する。	◇落ちつきのある街並みを活かすため、歩道に接する店先においては商店としての個性を感じさせる工夫をする。
③地区住民主導の景観形成体制を確立する。	◇景観形成市民団体の認定を受けた「大門蔵部」などの活動を中心に、まちづくりや景観形成に関する意識を向上させることによって、地区住民による主体的な景観形成及び維持体制を確立する。

ウ 地区景観形成基準

行為の種別・事項		内 容	
建築物	形態意匠の制限	屋根形態	切妻で中央通りに対して平入りを原則とし、和瓦などの日本的な素材を使い、屋根勾配は大門町の街並み景観に調和したものとす。ただし、既存の伝統的外観イメージを継承する場合にはこの限りではない。
		外壁、窓、軒裏等	外壁、軒裏は大壁造りなどの伝統的な意匠を継承したものとす。素材は漆喰などを利用する。
			窓などの開口部は、原則として木製又は和風カラーサッシュとして、格子を取り付けるか格子戸とする。
			店先部分には、できるだけ軒下外部空間をつくる。
			日除けは暖簾やすだれなど、伝統的な意匠や表現のものを用いる。
			配管類や室外機などは沿道から見えなように工夫する。
			道路に面してショーウィンドウの設置につとめる。
			シャッターを設ける場合は、シースルー型等内部を見通すことができるものを用いる。
		建物の壁面やガラス面・シャッター面などに文字を記入したりイラストを描いたり張紙をしたりしない。	
		色彩	外壁の色は、白、灰、茶、黒とすること。
	屋根の色は、黒、灰とすること。		
	太陽光発電施設・その他再生可能エネルギー施設等	太陽光発電パネルは、建築物の中央通りに面した部分には設置しないこと。	
		太陽光発電パネルを勾配屋根に設置する場合は、屋根面に沿って設置し、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体的に見える形態とすること。	
		太陽光発電パネルを陸屋根に設置する場合は、壁面の立ち上げ、ルーバー等の覆いにより外部から見えなよう工夫すること。	
		太陽光発電パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射が少なく屋根形態と違和感のないものとする。	
高さの制限	新築または増改築の場合、階数を3階以下にする。		
	新築または増改築の場合、最高の高さを15メートル以下にする。		
	新築または増改築の場合、道路境界線から10メートル以内の建築物の形態は、その部分から前面道路の中心線までの水平距離の10分の6に1.6メートルを加えた斜線内とする。ただし、既存の伝統的外観イメージを継承する場合にはこの限りではない。		

行為の種別・事項		内 容
建築物	配置 車庫の位置	車庫は中央通りに面して設けない。但し、道路境界線から後退している場合を除く。
	道路からの距離	住宅の場合、できるだけ後退し、植栽スペースをとること。商店の場合、規定しない。
	外構	店先や空地部分は緑化又は花木を飾る。 路外駐車場は、塀などによって沿道から見えないように工夫する。 自動販売機は設置しない。
工作物	電気供給・通信施設	最高の高さを20メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止のために高さが義務づけられたもの、又は市長が長野市景観審議会デザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。
	太陽光発電施設・その他再生可能エネルギー施設等	太陽光発電パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射が少なく屋根形態と違和感のないものとする。
その他の行為		景観形成基準のとおり。

工 届出対象行為

大門町南景観計画推進地区における大規模行為は、次のとおりとします。大規模行為に着手する場合、行為着手の30日前までに市長に届け出て、景観形成基準に適合しているか確認を受ける必要があります。

行為の種類		届出を要する規模	
建築物	新築・増築・改築・移転	床面積の合計が10㎡を超えるもの	
	外観変更（色彩変更を含む）	上記の規模を超えるもので、変更に係る面積が15㎡を超えるもの	
工作物	新設 増築 改築 移転 外観変更 (色彩変更を含む)	煙突 鉄柱・木柱類 高架水槽・物見塔類 遊戯施設 等	高さ5mを超えるもの
		装飾塔・記念塔類 等	高さ5m又は表示面積3㎡を超えるもの
		擁壁・垣・さく・塀類 等	高さ1.5m又は長さ5mを超えるもの
		プラント類・自動車車庫 飼料石油等貯蔵施設 ごみ処理場等処理施設 等	築造面積10㎡を超えるもの
		電気供給・通信施設	高さ15mを超えるもの
		太陽光発電施設・その他再生可能エネルギー施設 等	高さ5m又は太陽光発電パネル面積(モジュール面積)が10㎡を超えるもの
開発行為・土地の形質の変更		面積が1,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの	
土石の採取・鉱物の掘採			
屋外における再生資源の堆積		堆積の高さが3m又はその用に供される面積が100㎡を超えるもの	

(2) 松代町景観計画推進地区

ア 区域



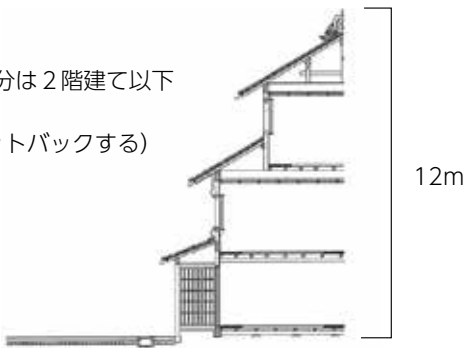
イ 地区景観形成方針

地区景観形成方針

「ゆったりと歴史の流れる城下町」

武家屋敷、町家、門と塀、土蔵、^{かぎ}鈎曲り、泉水路、寺院神社など特徴のある景観資源を活かした歴史的街並みを保全し、城下町の景観にふさわしい、ゆとりと潤いのある住環境の整備・改善を図る。

ウ 地区景観形成基準

行為の種別・事項		内 容
建築物	高さの制限	周囲の街並みから突出するような高さは避けるよう努める。
		道路に面する部分は2階建て以下を原則とする。3階以上を建設する場合は壁面をセットバックし、2階部分に屋根庇をつけるなど、周囲の街並みの連続性、共通性を持たせるように配慮する。
		<p>最高の高さを12メートル以下とする。ただし、神社仏閣又は商業・業務地において、市長がデザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものについてはこの限りでない。</p>
		<p>道路に面する部分は2階建て以下を原則とする (3階以上はセットバックする)</p> 
工作物	電気供給・通信施設	最高の高さを20メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止のために高さが義務づけられたもの、又は市長が長野市景観審議会デザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。
その他の行為		景観形成基準のとおり。

エ 届出対象行為

松代町景観計画推進地区における大規模行為は、次のとおりとします。大規模行為に着手する場合、行為着手の30日前までに市長に届け出て、景観形成基準に適合しているか確認を受ける必要があります。

行為の種類		届出を要する規模
建築物	新築・増築・改築・移転	高さ10m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
	外観変更（色彩変更を含む）	上記の規模を超えるもので、変更に係る面積500㎡を超えるもの
その他の行為		長野市一般地域における届出を要する規模に同じ

※建築物の増築又は改築は、当該行為後の高さが10m又は既存建築物の建築面積との合計が1,000㎡を超えるもの。ただし、増築又は改築に係る床面積が100㎡に満たないもの、かつ外観の変更を伴わないものは除く。



大門町南景観計画推進地区

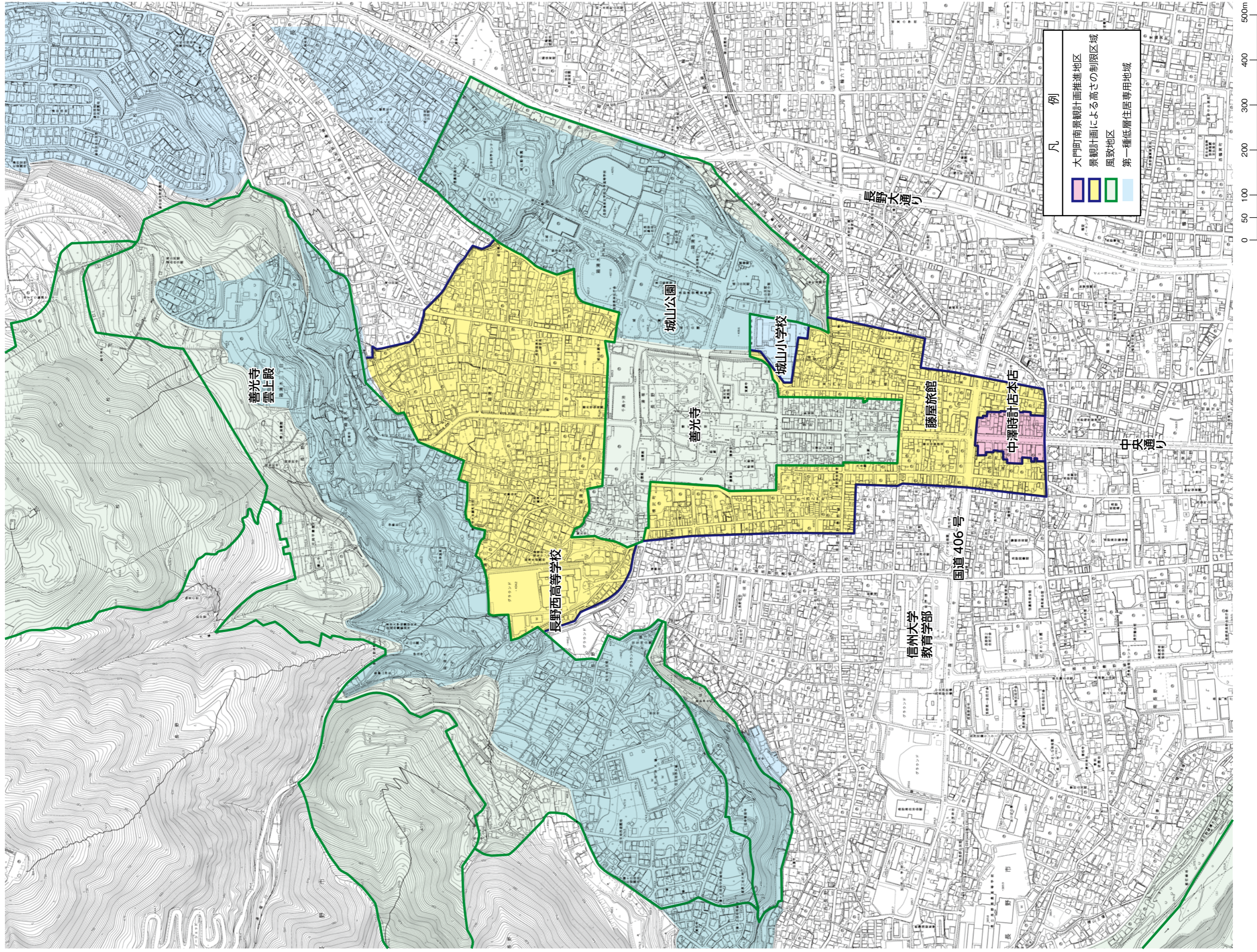


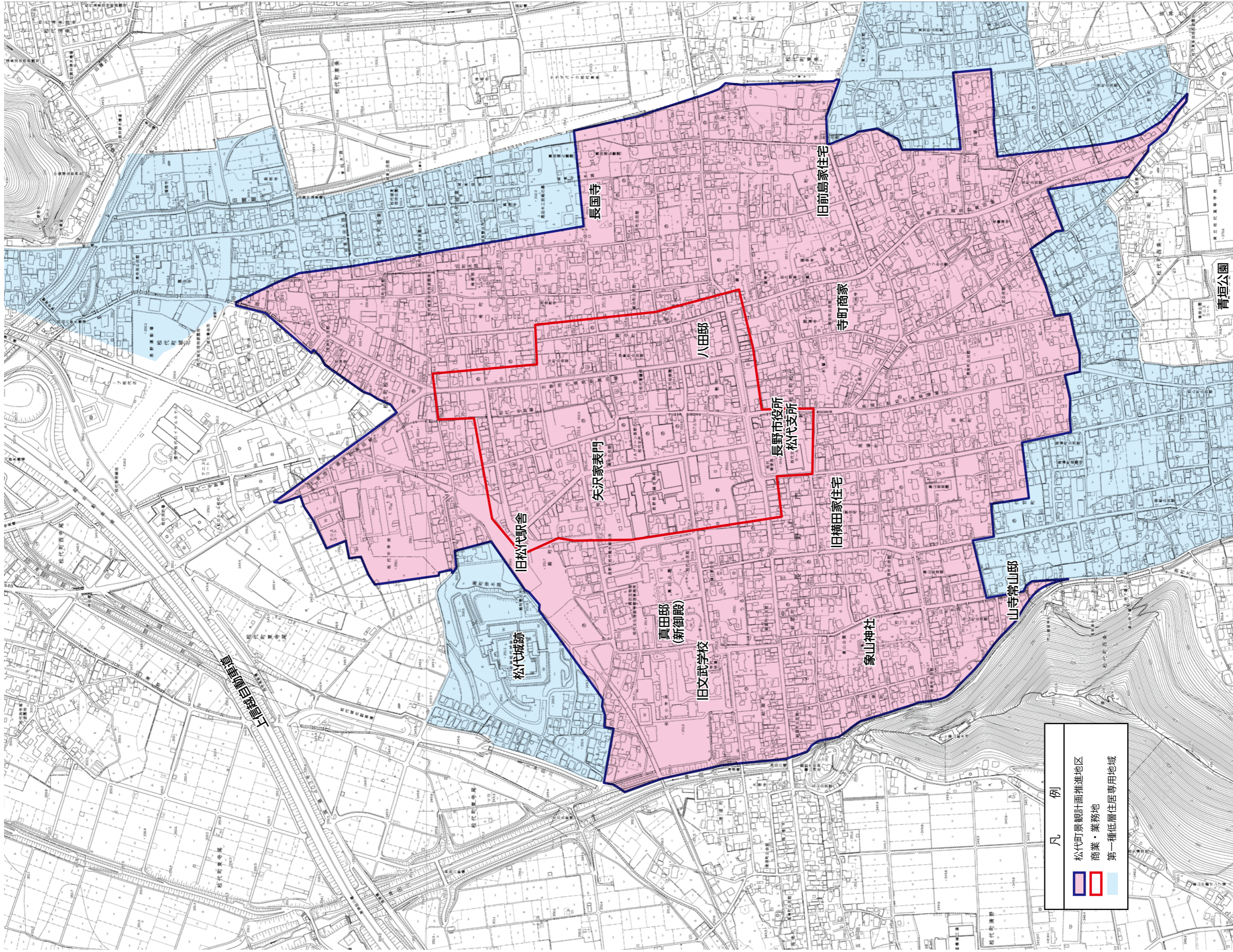
松代町景観計画推進地区



資料

- 景観計画図 善光寺周辺地区
- 景観計画図 松代地区
- 景観を守り育てるためのその他の取組
- ながの百景 マップ





凡 例

	松代町景觀計画推進地区
	商業・業務地
	第一種低層住居専用地域

景観を守り育むためのその他の取組

良好な景観を形成するため、以下のような取組も行っています。

地区計画における形態意匠の認定 【方針1、2、3、4、5、6】

地区計画の形態意匠を法に基づく条例で定め、景観地区と同様の認定により、総合的な審査を行います。

担当課：都市政策課

自然公園法の活用 【方針1、2、3】

景観計画区域内にある自然公園法の規制区域では、同法省令で定める基準に加えて、良好な景観の形成上必要な事項について、対象となる行為、区域、許可基準等を景観計画に定めることができます。

管轄：国

森林整備保全重点地域 【方針1、2、3】

長野県ふるさとの森林づくり条例に基づき、豊かな森林の創造を目的に重点的な森林の整備及び保全を図る必要がある地域を指定するもので、本市では鬼無里地区の全民有林が指定されています。

管轄：長野県

農業振興地域整備計画 【方針1、2、3】

秩序ある土地利用調整、農地の効率的な利用、優良農地の保全により、美しい水田や果樹園などの田園景観を守ります。

担当課：農業政策課

自然環境保全地域 【方針1、2、3】

良好な自然環境の保全を目的に、環境保全が特に必要な地域を指定し、基準に沿った建築行為等の許可を通じて豊かな自然との共生を図る制度です。飯綱高原都市計画区域では、地区計画と連携して、自然環境に調和した景観形成を目指します。

担当課：環境保全温暖化対策課

開発許可の基準 【方針1、2、3】

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、基準に沿った開発行為等により、自然環境の保全、良好な都市環境を確保します。

担当課：建築指導課

風致地区 【方針1、2、3】

都市の良好な風致（都市内にある自然界の趣き）を維持するため、風致地区内では建築物等の建築行為などについて、市長の許可を要します。善光寺城山、裾花、大峰山の3地区が指定されています。

担当課：都市政策課

不法投棄パトロール等の実施 【方針1、2、6】

国の美しい国づくり政策大綱で景観阻害要因として例示されている公共空間等のごみ削減のため、不法投棄パトロールなどを実施し、良好な景観のための啓発活動を行います。

担当課：生活環境課

環境教育等の実施 【方針1、2】

環境学習を推進し、自然の大切さなどに対する市民の理解を促進するため、自然観察会の実施や子どもたちの自発的な活動を支援します。

担当課：環境保全温暖化対策課

敷地内の緑化 【方針1、6】

緑豊かな環境を守り、市街地の緑化を推進するため、一定規模以上の敷地面積を有する事業所等の建築行為や土石の採取などに際し、敷地内を緑化することで、良好な景観を維持します。

担当課：公園緑地課

もんぜんパートナーシップ制度 【方針1、6】

ボランティアによるまちづくり活動を通じて、中心市街地を魅力のあるまちに育てることを目的とした制度です。市は保険の加入、ごみ処理により活動の支援を行います。

担当課：市街地整備課

保安林 【方針1】

森林の持つ公益的機能の保全・増進を目的に、指定地域の立木の伐採や土地の形質変更の制限、治山事業により整備等を行います。

管轄：長野県

ながの花と緑大賞 【方針1】

花と緑に囲まれた潤いのあるまちづくりを目指し、花や緑の育成に係る市民及び団体などを表彰することで、緑化の推進と花づくりに対する市民意識の高揚を図る制度です。

担当課：公園緑地課

愛護活動の支援 【方針1】

地域で自主的に行われている街路樹や公園等の美化活動を行う団体の活動を奨励する制度です。市は報奨金の交付により活動を支援します。

担当課：公園緑地課

保存樹木・保存樹林の指定と緑化に対する支援 【方針1】

都市の美観風致の維持を目的として、保存樹木及び保存樹林を指定し保全するとともに、緑化の普及・啓発を行います。市は保存管理に要する経費等の一部助成を行います。

担当課：公園緑地課

緑化重点地区 【方針1】

地域の特性に応じた緑豊かなまちづくりを推進するため、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を指定し、市民の緑化活動や民有地緑化に対する支援、都市公園の整備などの緑化事業を進めます。

担当課：公園緑地課

野外彫刻の展示 【方針4】

公園、広場などに設置した野外彫刻を広く市民が鑑賞するため、市内全域を美術館になぞらえた野外彫刻ながのミュージアム構想を推進し、市民に親しまれる文化景観を創ります。

担当課：文化芸術課

文化財保護法の活用 **【方針4】**

建造物群の保存を目的とした伝統的建造物群保存地区に指定し、建築物の新築、修繕が許可制とすることにより、歴史的な街並みや集落の保存を推進します。

担当課：教育委員会事務局文化財課

伝統環境の保存 **【方針4】**

歴史的な伝統環境の保存を目的に、松代町4町（表柴町、代官町、馬場町、竹山町）を伝統環境保存区域に指定し、保存計画を定めています。区域内での建築行為等には事前の届出を義務付けるとともに、景観に調和した門・塀の修景に対して助言や補助金の交付を行います。

担当課：教育委員会事務局文化財課

観光施設の整備等 **【方針5】**

本市の特色ある景観に親しむために、景観に配慮した観光案内板や遊歩道、トレッキングコース等の観光施設を積極的に整備します。

担当課：観光振興課

ゴミゼロ運動等 **【方針6】**

ごみのない美しい景観を目標に、市内の各地で市民、事業者との協働によるゴミゼロ運動などの清掃活動を促進します。市は地区のごみ集積所設置経費の一部助成を行います。

担当課：環境保全温暖化対策課、生活環境課

空き家等対策 **【方針6】**

保安面や環境面で周辺住民への影響が大きい空き家等の対策により、安全で安心して暮らせる生活環境の保全を図るとともに、適正管理や利活用の促進により、移住、定住の促進やまちづくり活動の活性化を図ることで、良好な景観の形成を目指します。

担当課：建築指導課

地区計画 **【方針6】**

良好な市街地環境の形成又は保持のために、地区の目標、方針並びに地区整備計画を住民の合意のもとに定め、届出と勧告による緩やかな規制誘導を行う制度です。

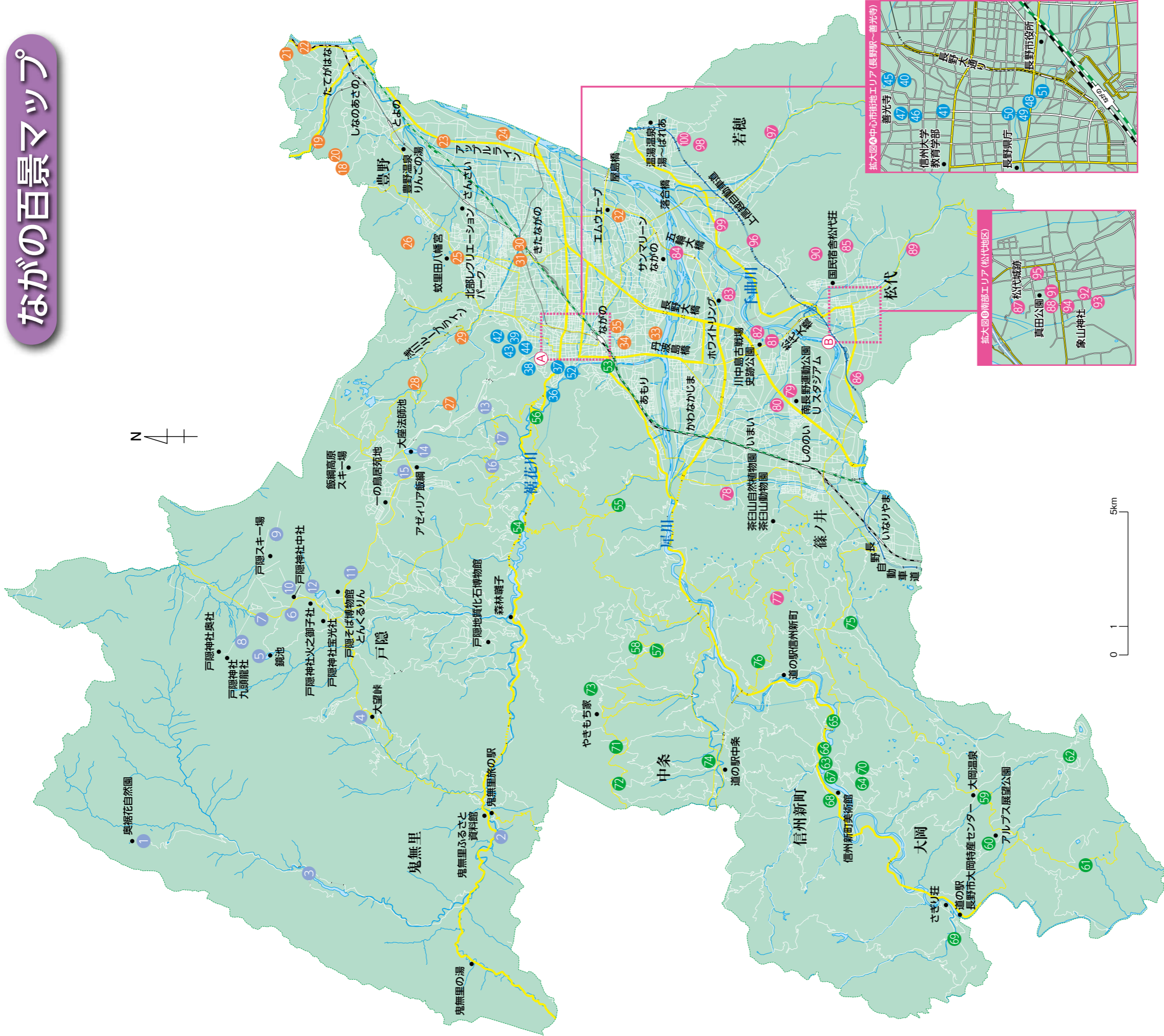
担当課：都市政策課

放置自転車の整理 **【方針6】**

長野駅善光寺口周辺を自転車等整理区域に指定し、放置自転車などの整理・撤去などを行うほか、主要な駅周辺に無料駐輪場を設置し、安全快適な歩行者空間と、まちの景観の維持に努めます。

担当課：交通政策課

ながの百景マップ




- 北部エリア (鬼無里・戸隠・宇井)**
- 1 奥裾花自然園
 - 2 白髭の杜 (ハナシヨウワ)
 - 3 奥裾花深谷
 - 4 大望峠
 - 5 鏡池
 - 6 小鳥ヶ池
 - 7 戸隠森林植物園・越水ヶ原 (ミズバシヨウ)
 - 8 戸隠神社奥社参道の杉並木
 - 9 戸隠スキー場 (グレンデと戸隠連峰)
 - 10 戸隠神社中社
 - 11 戸隠の宿坊が連なるまちなみ
 - 12 神代桜
 - 13 飯綱高原のシラカバ林
 - 14 芋井の棚田
 - 15 猪郷路山
- 東部エリア (豊野・浅川・吉田・芹田ほか)**
- 16 丹霞郷
 - 17 つつじ山公園

- 中部エリア (信州新町・中条・大岡ほか)**
- 18 大コブツが咲く里山の眺め
 - 19 春の立花花燿の眺め
 - 20 千曲川と高社山
 - 21 リんご (アップルライイン)ほか
 - 22 桜づつみと西蔵寺
 - 23 牧里田神社 (春の例大祭)
 - 24 紅葉と秋葉神社
 - 25 浅川の棚田
 - 26 フランド楽師と境内からの眺め (浅川リレー橋を望む)
 - 27 辰巳池
 - 28 吉田の大イチョウ
 - 29 エムウェーブと周辺の眺め
 - 30 長野えびす講の花火
 - 31 ホフト文化ホールと飯綱山
 - 32 栗田日吉神社
- 中心市街地エリア (第一～第五)**
- 33 カタクリが咲く旭山
 - 34 まちの神社の秋祭り奉納花火 (加茂・諏訪・飯綱神社)
 - 35 まちなみが望める往生寺
 - 36 善光寺雲上殿の桜

- 西部エリア (信州新町・中条・大岡ほか)**
- 37 善光寺と周辺の建造物
 - 38 長野灯明まつり
 - 39 地附山公園からの眺め
 - 40 謙信物員の岩
 - 41 一本桜から望む善光寺
 - 42 城山公園の桜
 - 43 善光寺仲見世
 - 44 善光寺
 - 45 長野びんずる
 - 46 善光寺表参道
 - 47 善光寺花回廊
 - 48 南八幡川沿いの通り
 - 49 善光寺平用水
- 西部エリア (信州新町・中条・大岡ほか)**
- 50 榎花川堤防のしだれ桜
 - 51 榎花深谷に架かる榎花大橋
 - 52 巡礼桜 (徳生のエドヒガン)
 - 53 小田切から見る夜の市街地
 - 54 春日山神社と境内からの眺め
 - 55 七二会から見る北アルプス
 - 56 大岡の棚田

- 南部エリア (篠ノ井・松代・吉穂ほか)**
- 57 リんご畑と北アルプス
 - 58 光林寺の桜
 - 59 南長野運動公園
- 中部エリア (松代地区)**
- 60 アルプス展望公園からの眺め
 - 61 声ノ戸道祖神の風景
 - 62 桶和大神社 (境内・お種池・ブナ林)の風景
 - 63 ちうかく梅園
 - 64 信州新町の棚田
 - 65 スミロード
 - 66 ちうかく湖 (犀川ダム湖)
 - 67 ちうかく湖の灯ろう流しと花火
 - 68 神御神社の秋祭り灯ろう
 - 69 信州新町・不動滝
 - 70 信州新町のまちと北アルプス
 - 71 アルプス展望広場の菜の花畑と北アルプス
 - 72 中条の棚田
 - 73 山あいの神社にある日下野のスキ
 - 74 山桜が咲き乱れる里山
 - 75 信里の棚田
 - 76 涌池からの眺め
- 南部エリア (篠ノ井・松代・吉穂ほか)**
- 77 リんご畑と北アルプス
 - 78 光林寺の桜
 - 79 南長野運動公園

- 北東部エリア (長野市・善光寺)**
- 80 川中島平の桃
 - 81 川中島古戦場
 - 82 川中島古戦場史跡公園の桜と市立博物館
 - 83 長野マラソンの風景
 - 84 五輪大橋から見る犀川・北アルプス
 - 85 松代町東家のあんず畑
 - 86 妻女山からの眺め
 - 87 松代城跡
 - 88 文武学校と真田十万石まつり
 - 89 久諏訪大明神境内
 - 90 尾瀬山山頂から望む善光寺平と山なみ
 - 91 山寺常山邸付近のまちなみ
 - 92 山寺常山邸の庭園
 - 93 象山神社
 - 94 旧松代藩鐘楼
 - 95 大室古墳群と市街地を囲む山々
 - 96 清水寺の紅葉・ぼたん
 - 97 こしき岩から望む善光寺平
 - 98 川田宿跡
 - 99 蓮台寺のあじさい



条例・規則

- 長野市の景観を守り育てる条例・規則
 - 別表第1～2
 - 様式第1号～10号
 - 行為の（変更）届出書に要する添付書類
- 景観法及び長野市の景観を守り育てる条例等に関する事務取扱要領
 - 様式1号～29号
- 長野市都市デザイン基金条例
- 長野市景観顕彰制度実施要綱

長野市の景観を守り育てる条例	長野市の景観を守り育てる規則
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 景観計画及びこれに基づく措置</p> <p> 第1節 景観計画の策定等（第6条—第9条）</p> <p> 第2節 行為の規制等（第10条—第21条）</p> <p> 第3節 景観重要建造物等（第22条—第26条）</p> <p>第3章 自主的活動の支援（第27条—第29条）</p> <p>第4章 長野市景観審議会（第30条—第38条）</p> <p>第5章 雑則（第39条）</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> (目的)</p> <p>第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制その他の良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、緑に映える美しい山並みを四方に配し雄大な清流をのぞむ優れた自然並びに歴史及び伝統のある固有の文化を礎とした、長野にふさわしい風格と魅力のある景観をつくり出し、もって現在及び将来の市民がその恵沢を享受できるまちづくりに寄与することを目的とする。</p> <p> (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 建築物 法第7条第2項に規定する建築物をいう。</p> <p>（2） 建築等 法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。</p> <p>（3） 公共施設 法第7条第4項に規定する公共施設をいう。</p> <p>（4） 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物以外の物で次に掲げるものをいう。</p> <p> ア 煙突</p> <p> イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（サに掲げるものを除く。）</p> <p> ウ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p> エ 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの</p> <p> オ 擁壁、垣、柵、塀その他これらに類するもの</p> <p> カ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設</p> <p> キ コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</p> <p> ク 自動車車庫の用途に供する施設</p> <p> ケ 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設</p> <p> コ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設</p> <p> サ 電気供給又は電気通信のための鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの</p> <p> シ 太陽光発電施設その他再生可能エネルギー施</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び長野市の景観を守り育てる条例（平成19年長野市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。</p>

長野市の景観を守り育てる条例	長野市の景観を守り育てる規則
<p>設等</p> <p>(5) 建設等 法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、法第2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成を推進するための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。</p> <p>2 市は、前項の施策の策定及びその実施に当たっては、市民の意見が反映されるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、建築物の建築等及び公共施設の整備を行うときは、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。</p> <p>4 市は、市民及び事業者の良好な景観に関する意識の高揚を図るため、知識の普及その他必要な措置を講ずるとともに、市民及び事業者の良好な景観の形成に資する活動を支援するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、基本理念にのっとり、自らが景観を形成する主体であることを認識し、事業活動を行うに当たっては、積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形</p>	<p>(面積及び高さの算定方法)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる面積及び高さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 建築面積 建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。以下この号において同じ。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。</p> <p>(2) 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。</p> <p>(3) 築造面積 工作物の水平投影面積による。</p> <p>(4) 高さ 建築物及び土地に定着して建設される工作物にあっては、地盤面からの高さにより、建築物に定着し又は継続して設置される工作物にあっては、当該建築物の高さを除いた高さによる。</p> <p>2 前項第1号及び第4号の「地盤面」とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。</p>

長野市の景観を守り育てる条例	長野市の景観を守り育てる規則
<p>成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>第2章 景観計画及びこれに基づく措置</p> <p>第1節 景観計画の策定等</p> <p>(景観計画の策定)</p> <p>第6条 良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を策定するものとする。</p> <p>(景観計画推進地区)</p> <p>第7条 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域内において、景観計画推進地区を定めることができる。</p> <p>2 景観計画推進地区は、次に掲げる区域のうち、特に重点的に景観形成を図る必要がある地区とする。</p> <p>(1) 歴史的特徴のある景観を有する区域</p> <p>(2) 自然と調和した景観を有する区域</p> <p>(3) 商工業業務施設が集積し、一体となった景観を有する区域</p> <p>(4) 個性的な住宅地景観を有する区域</p> <p>(5) 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴のある景観を有する区域</p> <p>(6) その他景観形成上必要と認める区域</p> <p>3 景観計画推進地区における法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為に関する制限に関する事項は、景観計画推進地区ごとに定めるものとする。</p> <p>(策定の手続)</p> <p>第8条 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(計画提案を行うことができる団体等)</p> <p>第9条 市長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があった場合において、法第12条の判断をするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 前項の提案を行ったものは、同項の長野市景観審議会に出席し、当該提案に関する意見を述べることができる。</p> <p>3 法第11条第2項の条例で定める団体は、法第15条第1項に規定する景観協議会及び第22条第1項に規定する景観形成市民団体とする。</p> <p>第2節 行為の規制等</p> <p>(事前協議)</p> <p>第10条 法第16条第1項の規定による届出（同項第1号又は第2号に掲げる行為（以下「建築行為等」という。）に係るものに限る。）又は同条第5項後段の規定による通知（建築行為等に係るものに限る。）をしようとする者（以下「建築行為等届出等予定者」</p>	<p>(事前協議)</p> <p>第4条 条例第10条の規定による協議は、法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知に係る建築行為等の着手予定日の90日前までに、景観計画区域内における建築行為等事前協議書（様式第1号）を提出して行うものとする。</p>

長野市の景観を守り育てる条例	長野市の景観を守り育てる規則
<p>という。)は、当該建築行為等に係る届出又は通知の前に、規則で定めるところにより、当該建築行為等の計画について市長と協議しなければならない。</p> <p>(助言)</p> <p>第11条 市長は、建築行為等届出等予定者から前条の規定による協議(以下「事前協議」という。)があった場合において、良好な景観の形成のために必要があるときは、建築行為等届出等予定者に対し、当該建築行為等の計画を景観計画に適合させるよう助言することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により助言しようとする場合において、必要があると認めるときは、長野市景観審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>(事前協議の終了)</p> <p>第12条 建築行為等の計画に係る事前協議は、次のいずれかに該当するときに終了するものとする。</p> <p>(1) 事前協議に係る事項について協議が成立したとき。</p> <p>(2) 事前協議に係る事項の一部又は全部について協議が調わない場合において、建築行為等届出等予定者から事前協議の終了の申出があったとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により事前協議が終了したときは、建築行為等届出等予定者に対し、書面により当該事前協議の結果を通知しなければならない。</p> <p>(協議内容の変更)</p> <p>第13条 建築行為等届出等予定者は、前条の規定により事前協議が終了した建築行為等の計画について、当該事前協議に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該変更しようとする事項について市長と協議しなければならない。ただし、良好な景観の形成に影響を及ぼさないものとして市長が別に定める事項を変更するときは、この限りでない。</p> <p>2 第11条及び前条の規定は、前項本文の規定による変更の協議について準用する。この場合において、第11条第1項中「前条の規定による協議(以下「事</p>	<p>2 前項の協議書には、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)第1条第2項に規定する図書を添付するものとする。ただし、同項に規定する図書に代わるものとして市長が別に定める図書を添付する場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1項の協議書及びこれに添付する前項の図書の提出部数は、7部とする。</p> <p>(助言に対する回答)</p> <p>第5条 建築行為等届出等予定者は、条例第11条第1項(条例第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定による助言があったときは、回答書(様式第2号)により当該助言に係る対応を回答するものとする。</p> <p>(協議の終了の申出)</p> <p>第6条 条例第12条第1項第2号(条例第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出は、建築行為等協議終了申出書(様式第3号)を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の申出書の提出部数は、1部とする。</p> <p>(変更協議)</p> <p>第7条 条例第13条第1項本文の規定による変更の協議(次項において「変更協議」という。)は、法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知に係る建築行為等の着手予定日の30日前までに、景観計画区域内における建築行為等変更協議書(様式第4号)を提出して行うものとする。</p> <p>2 第4条第2項及び第3項の規定は、変更協議について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第7条第1項」と、「第1条第2</p>

長野市の景観を守り育てる条例	長野市の景観を守り育てる規則
<p>前協議」という。)とあるのは「第13条第1項本文の規定による変更の協議（以下「変更協議」という。）と、第11条第2項中「前項」とあるのは「第13条第2項において準用する前項」と、前条第1項中「事前協議」とあるのは「変更協議」と、同条第2項中「前項」とあるのは「次条第2項において準用する前項」と、「事前協議」とあるのは「変更協議」と読み替えるものとする。</p> <p>(添付図書)</p> <p>第14条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書とする。</p> <p>(1) 建築物の建築等において屋外に配管、室外機その他の設備を設ける場合 当該設備の位置及び形状等を明らかにする図面</p> <p>(2) 法第16条第1項第3号に規定する開発行為を行う場合 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第16条第4項の規定により作成した現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図及び擁壁の断面図</p> <p>(届出等が必要なその他の行為)</p> <p>第15条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為（以下この条において「その他の行為」という。）は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</p> <p>(2) 屋外における再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。次条第4号において同じ。）の堆積</p> <p>2 法第16条第1項の規定によるその他の行為の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。</p> <p>(1) 行為の種類</p> <p>(2) 場所</p> <p>(3) 設計又は施行方法</p> <p>(4) 着手予定日及び完了予定日</p> <p>(5) 行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p>	<p>項に規定する図書」とあるのは「第1条第2項に規定する図書（当該変更する事項に係る図書に限る。以下この項において同じ。）と、第4条第3項中「第1項」とあるのは「第7条第1項」と、「前項」とあるのは「第7条第2項において準用する前項」と読み替えるものとする。</p> <p>(行為の届出)</p> <p>第8条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、景観計画区域における行為の（変更）届出書（様式第5号）を2部提出して行うものとする。</p> <p>(届出書等に添付する図書)</p> <p>第9条 条例第15条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める図書は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書とする。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。</p> <p>(1) 条例第15条第1項第1号の行為 次に掲げる図書</p> <p>ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状態を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの</p>

長野市の景観を守り育てる条例	長野市の景観を守り育てる規則
<p>3 その他の行為に係る法第16条第2項の規定による変更の届出が必要な事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、法第16条第5項後段の規定による通知について準用する。この場合において、第2項中「第16条第1項」とあるのは「第16条第5項後段」と、「の届出」とあるのは「の通知」と、「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。</p> <p>(届出等を要しない行為)</p> <p>第16条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 仮設の建築物の建築等</p> <p>(2) 農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更</p> <p>(3) 公共施設又は鉄道若しくは軌道を整備するために行う工作物の建設等又は土地の形質の変更</p> <p>(4) 屋外における再生資源の堆積で、次に掲げるもの</p> <p>ア 農業、林業又は漁業を営むために行うもの</p> <p>イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの</p> <p>(5) 法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知を要する行為で、規則で定める規模以下のもの</p> <p>(6) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定める行為</p> <p>(7) その他の物件(土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物及び工作物以外の物をいう。)の設置等</p>	<p>イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真</p> <p>ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>エ その他市長が必要と認める図書</p> <p>(2) 条例第15条第1項第2号の行為 次に掲げる図書</p> <p>ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの</p> <p>イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真</p> <p>ウ 堆積する箇所及び施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>エ その他市長が必要と認める図書</p> <p>(添付する図書に明示する事項)</p> <p>第10条 別表第1の左欄に掲げる図書には、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を明示するものとする。</p> <p>(届出等を要しない行為の規模)</p> <p>第11条 条例第16条第5号の規則で定める規模は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(許可等を受けて行う行為)</p> <p>第12条 条例第16条第6号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 砂防法(明治30年法律第29号)の規定に基づき許可を受けて行う行為</p> <p>(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項、第64条第1項又は第127条第</p>

長野市の景観を守り育てる条例	長野市の景観を守り育てる規則
	<p>1 項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項又は第14条第1項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施行として行う行為</p> <p>(4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第3項又は第16条第3項の規定による認可を受けて行う行為、同法第20条第3項又は第21条第3項の規定による許可を受けて行う行為及び同法第33条第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(5) 河川法（昭和39年法律第167号）の規定に基づき、河川管理者の許可又は承認を受けて行う行為</p> <p>(6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(7) 長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第8条第1項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第20条第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(8) 長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第10条第3項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第12条第1項又は第17条第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(9) 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第13条第1項（同条例第34条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第14条第1項（同条例第29条及び第34条において準用する場合を含む。）又は第27条第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(10) 長野市文化財保護条例（昭和51年長野市条例第74号）第14条第1項（同条例第30条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第15条第1項（同条例第30条及び第35条において準用する場合を含む。）又は第28条第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(11) 長野市自然環境保全条例（平成15年長野市条例第36号）第12条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けて行う行為及び同条第7項の規定により許可を受けたものとみなされる行為</p> <p>(12) 長野市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年長野市条例第42号）第3条第1項又は第6条第1項の規定による許可を受けて行う行為</p> <p>(13) 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成28年長野市条例第25号）第4条第1項（同条例第11条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けて行う行為</p>

長野市の景観を守り育てる条例	長野市の景観を守り育てる規則
<p>(助言、指導、勧告及び事実の公表)</p> <p>第17条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。</p> <p>2 市長は、法第16条第3項の規定により勧告しようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。</p> <p>4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に弁明の機会を与えとともに、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(特定届出対象行為)</p> <p>第18条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げるものとする。</p> <p>(変更命令等の手続)</p> <p>第19条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により命令しようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(行為の着手日の短縮)</p> <p>第20条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合していると認めるときは、速やかに、当該届出をした者に対し、その旨及び法第18条第2項の規定により期間を短縮する旨の通知をしなければならない。</p> <p>(行為の完了の届出)</p> <p>第21条 法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る行為を完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>第3節 景観重要建造物等</p> <p>(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続)</p> <p>第22条 市長は、法第19条第1項又は法第28条第1項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者及び権原に基づく占有者の同意を得るとともに、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第13条 法第17条第8項及び法第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第6号)とする。</p> <p>(行為の完了の届出)</p> <p>第14条 条例第21条の規定による届出は、景観計画区域内における行為の完了届出書(様式第7号)を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、当該行為が完了したことが確認できる写真を添付するものとする。</p> <p>3 第1項の届出書及びこれに添付する前項の写真の提出部数は、1部とする。</p> <p>(景観重要建造物等を表示する標識)</p> <p>第15条 法第21条第2項及び第30条第2項に規定す</p>

長野市の景観を守り育てる条例	長野市の景観を守り育てる規則
<p>(現状変更の規制の手続)</p> <p>第23条 市長は、法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(原状回復命令等の手続)</p> <p>第24条 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令をし、又は法第26条若しくは法第34条の規定による管理に関する命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(指定の解除の手続)</p> <p>第25条 市長は、法第27条第2項又は法第35条第2項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 第22条第2項の規定は、前項の指定の解除について準用する。</p> <p>(助成又は援助)</p> <p>第26条 市長は、法第46条の規定による求めがあった場合において、景観重要建造物又は景観重要樹木の保存のために必要があると認めるときは、その所有者に対し助言を行い、又は技術的援助若しくは保存に要する経費の一部の助成をすることができる。</p> <p>第3章 自主的活動の支援</p> <p>(景観形成市民団体の認定)</p> <p>第27条 市長は、一定の区域内において、良好な景観の形成を図ることを目的とする市民が構成する団体で、規則で定める要件を満たすものを景観形成市民団体として認定することができる。</p> <p>2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p>	<p>る標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 指定番号</p> <p>(2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称</p> <p>(3) 指定年月日</p> <p>2 前項の標識の設置場所は、当該建造物又は当該樹木の所有者と協議の上で決定するものとする。</p> <p>(現状変更行為の許可等)</p> <p>第16条 省令第9条第1項及び第14条第1項の申請書は、景観重要建造物等現状変更行為許可申請書（様式第8号）によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書及びこれに添付する図書の提出部数は、2部とする。</p> <p>(所有者の変更)</p> <p>第17条 法第43条の規定による届出は、所有者変更届出書（様式第9号）によるものとする。</p> <p>(景観形成市民団体の認定要件)</p> <p>第18条 条例第27条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 団体の活動がその活動区域の景観の形成に有効であると認められること。</p> <p>(2) 活動区域内の市民の多数により組織されていると認められること。</p> <p>(景観形成市民団体の認定申請等)</p> <p>第19条 条例第27条第2項の規定による申請は、景観形成市民団体認定申請書（様式第10号）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。</p> <p>(1) 規約</p> <p>(2) 活動区域を示す図面</p>

長野市の景観を守り育てる条例	長野市の景観を守り育てる規則
<p>3 市長は、景観形成市民団体が第1項の要件に該当しなくなつたと認めるとき、その他景観形成市民団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>(助成又は援助)</p> <p>第28条 市長は、第26条に定めるもののほか、法第81条の規定による景観協定の締結、景観形成市民団体の活動その他の良好な景観の形成に著しく寄与すると認める行為に対し、必要な助言を行い、又は技術的援助若しくはこれらに要する経費の一部の助成をすることができる。</p> <p>(顕彰)</p> <p>第29条 市長は、優れた景観の形成に寄与していると認める建築物等について、その所有者、設計者、施工者等を顕彰することができる。</p> <p>2 市長は、優れた景観の形成に貢献していると認める団体等を顕彰することができる。</p> <p>3 市長は、前2項の規定により顕彰しようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第4章 長野市景観審議会</p> <p>(設置)</p> <p>第30条 良好な景観の形成に関し、必要な事項を調査及び審議するため、長野市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p>第31条 審議会は、この条例に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項について調査及び審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第32条 審議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者</p>	<p>(3) 構成員及び役員の氏名及び住所を記載した書類</p> <p>(4) その他市長が必要と認める図書</p> <p>2 前項第1号に規定する規約には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 設立目的</p> <p>(3) 活動区域</p> <p>(4) 活動内容</p> <p>(5) 構成員の範囲</p> <p>(6) 役員に関する規定</p> <p>(7) 会議に関する規定</p> <p>(8) 経費及び会計に関する規定</p> <p>(9) 規約の変更に関する規定</p> <p>3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、その旨を当該申請をしたものに通知するものとする。</p>

長野市の景観を守り育てる条例	長野市の景観を守り育てる規則
<p>(2) 民間諸団体の代表者 (3) 市長が必要と認める者 (任期)</p> <p>第33条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)</p> <p>第34条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第35条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可決同数のときは、議長の決するところによる。 4 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。 (デザイン専門部会)</p> <p>第36条 審議会に、次に掲げる事項を調査及び審議するため、デザイン専門部会を置く。</p> <p>(1) 第11条第2項(第13条第2項において準用する場合を含む。)、第17条第2項、第19条、第23条又は第24条の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項 (2) 景観形成を特に推進する地区におけるデザイン評価に関する事項 (3) 公共事業のデザイン評価に関する事項</p> <p>2 デザイン専門部会に属すべき委員は、審議会の会長が指名する。 3 デザイン専門部会に、デザイン専門部会長及びデザイン専門副部会長各1人を置き、デザイン専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。 4 デザイン専門部会長は、デザイン専門部会の会務を掌理する。 5 デザイン専門副部会長は、デザイン専門部会長を補佐し、デザイン専門部会長に事故があるときは、その職務を代理する。 6 デザイン専門部会に、専門の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 7 専門委員は、市長が委嘱する。 (デザイン専門部会の会議)</p> <p>第37条 第35条の規定は、デザイン専門部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「デザイン専門部会」と、「会長」とあるのは「デザイン専門部会長」と、「委員」とある</p>	

長野市の景観を守り育てる条例	長野市の景観を守り育てる規則
<p>のは「デザイン専門部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。</p> <p>2 審議会は、その定めるところにより、デザイン専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。</p> <p>(専門部会)</p> <p>第38条 審議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(補則)</p> <p>第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>

別表第1(第10条関係)

図書の種類	明示すべき事項等
省令第1条第2項第1号 ハに掲げる図書	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界及び建築物又は工作物の位置 (3) 敷地の接する道路の位置及び幅員 (4) 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 (5) 擁壁、垣、柵、塀等の高さ及び長さ
省令第1条第2項第1号 ニに掲げる図書	縮尺並びに主要部品の材料の種別、仕上方法及び色彩(日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の値をいう。以下同じ。)
条例第14条第1項第1号 号に掲げる図書	設備の設置において景観に配慮した事項
第9条第1項第2号ウに 掲げる図書	(1) 方位、敷地の形状及び寸法 (2) 堆積の位置 (3) 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 (4) 敷地の接する道路の位置及び幅員 (5) 隣接地との高低差 (6) 付近の土地利用の状況

別表第2(第11条関係)

1 大門町南景観計画推進地区

行為の種類	面積、高さ又は長さの規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（床面積の合計が10平方メートル超の建築物に限る。）	変更に係る部分の面積が15平方メートル
条例第2条第4号アに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが5メートル
条例第2条第4号イに掲げる工作物の建設等	
条例第2条第4号ウに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが5メートルかつ表示面積3平方メートル
条例第2条第4号エに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが5メートル
条例第2条第4号オに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが1.5メートルかつ長さが5メートル
条例第2条第4号カに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが5メートル
条例第2条第4号キに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の築造面積が10平方メートル
条例第2条第4号クに掲げる工作物の建設等	
条例第2条第4号ケに掲げる工作物の建設等	
条例第2条第4号コに掲げる工作物の建設等	
条例第2条第4号サに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが15メートル
条例第2条第4号シに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが5メートルかつ太陽光発電パネル（太陽光を電気に変換するための設備として屋外に設置するパネルをいう。以下同じ。）を設置する場合にあっては、その面積が10平方メートル
開発行為	当該行為に係る土地の面積が1,000平方メートルかつ当該行為により生ずる法面又は擁壁の高さが1.5メートル
条例第15条第1項第1号に掲げる行為	
条例第15条第1項第2号に掲げる行為	堆積の高さが3メートルかつその用に供される土地の面積が100平方メートル

別表第2(第11条関係)

2 松代町景観計画推進地区

行為の種類	面積、高さ又は長さの規模
建築物の新築又は移転	当該行為に係る部分の高さが10メートルかつ建築面積の合計が1,000平方メートル
建築物の増築又は改築	次のいずれにも該当するもの（当該行為に係る部分の外観の変更を伴わないものに限る。） (1) 当該行為に係る床面積が100平方メートル (2) 当該行為後の高さが10メートル (3) 建築面積の合計が1,000平方メートル
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（高さが10メートル超又は建築面積の合計が1,000平方メートル超の建築物に限る。）	変更に係る部分の面積が500平方メートル
条例第2条第4号アに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが13メートル
条例第2条第4号イに掲げる工作物の建設等	
条例第2条第4号ウに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが13メートルかつ表示面積が25平方メートル
条例第2条第4号エに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが13メートル
条例第2条第4号オに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが3メートル又は長さが30メートル
条例第2条第4号カに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが13メートル
条例第2条第4号キに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが13メートルかつ築造面積が1,000平方メートル
条例第2条第4号クに掲げる工作物の建設等	
条例第2条第4号ケに掲げる工作物の建設等	
条例第2条第4号コに掲げる工作物の建設等	
条例第2条第4号サに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが20メートル
条例第2条第4号シに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが13メートルかつ太陽光発電パネルを設置する場合にあっては、その面積が500平方メートル
開発行為	当該行為に係る土地の面積が3,000平方メートルかつ当該行為により生ずる法面又は擁壁の高さが3メートル又は長さが30メートル
条例第15条第1項第1号に掲げる行為	
条例第15条第1項第2号に掲げる行為	堆積の高さが3メートルかつその用に供される土地の面積が1,000平方メートル

別表第2(第11条関係)

3 その他の景観計画区域

行為の種類	面積、高さ又は長さの規模
建築物の新築又は移転	当該行為に係る部分の高さが13メートルかつ建築面積の合計が1,000平方メートル
建築物の増築又は改築	次のいずれにも該当するもの（当該行為に係る部分の外観の変更を伴わないものに限る。） (1) 当該行為に係る床面積が100平方メートル (2) 当該行為後の高さが13メートル (3) 建築面積の合計が1,000平方メートル
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（高さが13メートル超又は建築面積の合計が1,000平方メートル超の建築物に限る。）	変更に係る部分の面積が500平方メートル
条例第2条第4号アに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが13メートル
条例第2条第4号イに掲げる工作物の建設等	
条例第2条第4号ウに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが13メートルかつ表示面積が25平方メートル
条例第2条第4号エに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが13メートル
条例第2条第4号オに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが3メートル又は長さが30メートル
条例第2条第4号カに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが13メートル
条例第2条第4号キに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが13メートルかつ築造面積が1,000平方メートル
条例第2条第4号クに掲げる工作物の建設等	
条例第2条第4号ケに掲げる工作物の建設等	
条例第2条第4号コに掲げる工作物の建設等	
条例第2条第4号サに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが20メートル
条例第2条第4号シに掲げる工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが13メートルかつ太陽光発電パネルを設置する場合にあっては、その面積が500平方メートル
開発行為	当該行為に係る土地の面積が3,000平方メートルかつ当該行為により生ずる法面又は擁壁の高さが3メートル又は長さが30メートル
条例第15条第1項第1号に掲げる行為	
条例第15条第1項第2号に掲げる行為	堆積の高さが3メートルかつその用に供される土地の面積が1,000平方メートル

（表）

景観計画区域内における建築行為等事前協議書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名 ㊟
連絡先（電話）

（法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり景観計画区域内において建築行為等をしたので、長野市の景観を守り育てる条例第10条の規定により協議します。

行為の場所	長野市				
	用途地域				
	地区名	（ 景観計画推進地区） ・ その他			
行為の種類	建築物の建築等	新築 増築 改築 移転 外観の変更（修繕 模様替） 色彩の変更			
	工作物の建設等	新設 増築 改築 移転 外観の変更（修繕 模様替） 色彩の変更			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
設計又は 施行方法	建築物の 建築等		協議部分	既存部分	合計
		敷地面積			m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		床面積	m ²	m ²	m ²
		最高の高さ	m	m	
		外観変更面積	m ²		
		構造	造 階建て		
		仕上材料	屋根 外壁		
		色彩	屋根 外壁		
	工作物の 建設等	種類	高さ・長さ・面積	外観変更面積	構造
		高さ m 長さ m 面積 m ²	m ²		

条例・規則

(裏)

設 計 者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
	連絡先（電話）		担当者氏名	
周 辺 の 景 観 資 源				
周 辺 景 観 の 特 徴 等				
建 築 行 為 等 の 景 観 上 の コ ン セ プ ト				

注

- 1 色彩については、日本工業規格 Z 8721 に定める色相、明度及び彩度の値を記入してください。
- 2 周辺の景観資源については、景観資源の名称及び行為の場所からの距離を記入してください。
- 3 周辺景観の特徴等については、地域、建物、眺望等の特徴、状況等を具体的に記入してください。
- 4 建築行為等の景観上のコンセプトについては、建築行為等の計画・設計に当たり、特に配慮したことを具体的に記入してください。

回 答 書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名 ④
連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観計画区域内における建築行為等の計画に係る協議に当たり、次のとおり助言の
あつた事項について回答します。

行為の場所	長野市			
	用途地域			
	地区名	（ 景観計画推進地区） ・ その他		
行為の種類	建築物の建築等		工作物の建設等	
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
	協議開始日	年 月 日		
助言の内容				
助言に対する回答				
回 答 者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
	連絡先（電話）		担当者氏名	

建築行為等協議終了申出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名 ④
連絡先（電話）
〔 法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり景観計画区域内における建築行為等の計画に係る協議を終了するので、長野市の景観を守り育てる条例第12条第1項第2号の規定により申し出ます。

行為の場所	長野市			
	用途地域			
	地区名	（ 景観計画推進地区） ・ その他		
行為の種類	建築物の建築等		工作物の建設等	
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
	協議開始日	年 月 日		
終了する理由				

注 協議開始日については、事前協議にあつては事前協議を開始した日を、変更協議にあつては変更協議を開始した日を記入してください。

景観計画区域内における建築行為等変更協議書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名 ④
連絡先（電話）

〔法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事前協議に係る建築行為等の計画を次のとおり変更したいので、長野市の景観を守り育てる条例第13条第1項本文の規定により協議します。

行為の場所	長 野 市			
	用途地域			
	地区名	（ 景観計画推進地区） ・ その他		
行為の種類	建築物の建築等	新築 増築 改築 移転 外観の変更（修繕 模様替） 色彩の変更		
	工作物の建設等	新設 増築 改築 移転 外観の変更（修繕 模様替） 色彩の変更		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
事前協議を終了した日	年 月 日			
変更しようとする事項				
変更の内容	変更前		変更後	

注 事前協議を終了した日については、長野市の景観を守り育てる条例第12条第2項の規定により市長が通知した日を記入してください。

（表）

景観計画区域内における行為の（変更）届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名 ⑩
連絡先（電話）
〔 法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

第1項
景観法第16条 の規定により届け出ます。
第2項

場 所	長 野 市	
	用 途 地 域	
	地 区 名	（ 景観計画推進地区） ・ その他
行 為 の 種 類	（1）建築物	新築 増築 改築 移転 外観の変更（修繕 模様替） 色彩の変更
	（2）工作物	新設 増築 改築 移転 外観の変更（修繕 模様替） 色彩の変更
	（3）開発行為	
	（4）土石の採取 鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更	
	（5）屋外における再生資源の堆積	
着手予定日	年 月 日	
完了予定日	年 月 日	
※ 助言・指導及び経過		

(裏)

建築物の建築等		届出部分	既存部分	合 計		
	敷地面積			㎡		
	建築面積	㎡	㎡	㎡		
	床面積	㎡	㎡	㎡		
	最高の高さ	m	m			
	外観変更面積	㎡				
	構 造	造		階建て		
	仕上材料	屋根 外壁				
	色 彩	屋根 外壁				
	用 途					
設計又は 施行方法	工作物の建設等	種 類	高さ・長さ・面積	外観変更面積	構造	色彩
			高さ m 長さ m 面積 ㎡	㎡		
開 発 行 為	目 的	土 地 の 面 積		のり 法面又は擁壁の高さ・長さ		
			㎡	高さ m ・ 長さ m		
土石の採取等 土地の形質の 変 更	目 的	土 地 の 面 積		のり 法面又は擁壁の高さ・長さ		
			㎡	高さ m ・ 長さ m		
屋外における 再生資源の堆積	目的・種類	面 積		高 さ		
			㎡	m		
変 更 の 概 要 (変更届出の 場合のみ記入)	(前回の適合通知番号 第 号)					
設 計 者 等	住 所 氏 名		電 話			
良好な景観形 成のために特に 配慮した事項						

注

- ※欄は、記入しないでください。
- 色彩については、日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の値を記入してください。

第 号

身 分 証 明 書

所 属 名

職 名

氏 名

景観法第17条第8項及び第23条第3項（第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による身分証明書

年 月 日

長野市長

印

景観計画区域内における行為の完了届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名 ⑩
連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観計画区域内において次の行為を完了したので、長野市の景観を守り育てる条例第21条の規定により届け出ます。

行為の場所	長 野 市		
	用 途 地 域		
	地 区 名	（ 景観計画推進地区） ・ その他	
行為の種類	建築物の建築等 工作物の建設等		
行為の届出日又は通知日	年 月 日		
適合通知のあった日	年 月 日		
行為の期間	着 手 日	年 月 日	
	完 了 日	年 月 日	
設 計 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	連絡先（電話）	担当者氏名	
施 工 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	連絡先（電話）	担当者氏名	

注 適合通知のあった日については、長野市の景観を守り育てる条例第20条の規定により市長が通知した日を記入してください。

条例・規則

景観重要建造物等現状変更行為許可申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名 ⑩
連絡先（電話）
〔 法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

第22条第1項
景観法 の規定により申請します。
第31条第1項

名 称		
指 定 番 号	第 号	
指 定 年 月 日	年 月 日	
所 在 地	長野市	
行為を行う理由		
着 手 予 定 日	年 月 日	
完 了 予 定 日	年 月 日	
行 為 の 種 類	建造物	増築 改築 移転 除却 外観の変更（修繕 模様替）色彩の変更
	樹 木	伐採 移植
設計又は施行方法	設計者等の住所、氏名及び連絡先 住 所 氏 名 電話	

所有者変更届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名 ⑩
連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第43条の規定により届け出ます。

名 称	
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
所 在 地	長野市
変更前の所有者の住所及び氏名	
変更後の所有者の住所及び氏名	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

景観形成市民団体認定申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

団 体 名
代表者住所
代 表 者 名
連 絡 先（電話）

印

景観形成市民団体の認定を受けたいので、長野市の景観を守り育てる条例第27条第2項の規定により申請します。

活 動 区 域	
主 な 活 動 内 容	
事務所の所在地及び連絡先	電話
添 付 図 書	(1) 規約 (2) 活動区域を示す図面 (3) 構成員及び役員の氏名及び住所を記載した書類 (4) その他

行為の（変更）届出書に要する添付図書

行為の種類	添付図書	
	図書の種類	明示すべき事項等
建築物の建築等 工作物の建設等	位置図	縮尺が1/2,500の都市計画基本図
	現況写真	敷地及び周辺の状況を表すもの
	配置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界及び建築物又は工作物の位置 (3) 敷地の接する道路の位置及び幅員 (4) 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 (5) 擁壁、垣、柵、塀等の高さ及び長さ
	着色立面図	縮尺並びに主要部分の材料の種別、仕上方法及び色彩のマンセル値
	設備図 [※]	(1) 設備の位置及び形状等 (2) 設備の設置において景観に配慮した事項
	チェックリスト	
開発行為	位置図	縮尺が1/2,500の都市計画基本図
	現況写真	土地の区域及び周辺の状況を表すもの
	現況図	(1) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第16条第4項の規定に準じて作成 (2) 植栽計画又は外構施設がある場合は、土地利用計画図にその概要を記載
	土地利用計画図	
	造成計画平面図	
	造成計画断面図	
擁壁の断面図		
土石の採取、鉋物の掘採 その他の土地の形質の変更	位置図	縮尺が1/2,500の都市計画基本図
	現況写真	土地の区域及び周辺の状況を表すもの
	現況図	採石法（昭和25年法律第291号）による許可申請に添付する図面に準じて作成
	計画図	
	採取終了措置図	
屋外における再生資源の 堆積	位置図	縮尺が1/2,500の都市計画基本図
	現況写真	土地の区域及び周辺の状況を表すもの
	配置図	(1) 方位、敷地の形状及び寸法 (2) 再生資源の堆積の位置 (3) 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 (4) 敷地の接する道路の位置及び幅員 (5) 隣接地との高低差 (6) 付近の土地利用の状況
	断面図・立面図	

※屋外に配管、室外機等を設ける場合に限る

景観法及び長野市の景観を守り育てる条例等に関する事務取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要領は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、長野市景観計画（平成19年長野市告示第321号。以下「景観計画」という。）、長野市の景観を守り育てる条例（平成19年長野市条例第49号。以下「条例」という。）及び長野市の景観を守り育てる規則（平成19年長野市規則第32号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 景観計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基調 外壁及び外部から望見される柱、梁、腰壁又は手すりの部分にあっては、開口部及びガラス面（以下「開口部等」という。）を除いた建築物の鉛直投影面積の各面（建築物が曲面の場合においては、表面積とする。）の5分の4以上をいい、屋根、軒その他の外部から望見される部分にあっては、開口部等を除いたそれぞれの表面積の10分の9以上をいう。ただし、開口部等に景観計画に定められた景観形成基準の値を超えて着色又は貼付する場合には、開口部等も当該面積に加えるものとする。
- (2) 明度を高く 日本工業規格 Z8721に定める色相、明度及び彩度の値（以下「マンセル値」という。）における明度7以上をいう。
- (3) 明度を低く マンセル値における明度5以下をいう。

(高さの算定方法)

第3 次の各号に掲げる高さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観計画における届出対象行為で定める高さ 規則第3条第1項第4号に規定する高さによる。
- (2) 景観計画における景観形成基準で定める高さ 地盤面からの高さによる。
(建築物の敷地が区域又は地域区分の内外にわたる場合の措置)

第4 届出対象行為が景観計画の規定による地域区分、区域又は地区の内外にわたる場合においては、その届出対象行為についてそれぞれの属する地域区分、区域又は地区内の景観形成基準を適用する。
(景観計画の提案書)

第5 法第11条第1項及び第2項の規定による提案は、景観計画提案書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第14条第1項の規定による通知は、景観計画を変更しない旨の通知書（様式第2号）により行うものとする。

第2章 行為の規制等

(事前協議)

第6 条例第10条の規定による事前協議は、規則第4条の規定により景観計画区域内における建築行為等事前協議書（以下「協議書」という。）を提出するものとする。ただし、工作物のうち500平方メートルを超え1,000平方メートル未満の太陽光発電パネルについては、建設期間が短いことから、協議書の提出を建設行為の着手予定日の60日前までとすることができる。

2 条例第11条の規定による助言は、助言書（様式第3号）により行うものとする。

(判断の手續)

第7 市長は、条例第10条の規定による協議又は条例第13条1項の変更協議及び法第16条第12項の規定による届出、同条第5項後段の規定による通知があった場合において、大門町南景観計画推進地区における地区景観形成基準による「既存の伝統的外観イメージを継承する」と判断をするときは、あらかじめ、長野市景観審議会デザイン専門部会の意見を聴かなければならない。

(協議結果の通知)

第8 条例第12条第2項の規定による協議終了の通知は、結果通知書（様式第4号）により行うものとする。

する。

(勧告等)

第9 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(様式第5号)により行うものとする。

2 条例第17条第1項の規定による指導は、指導書(様式第6号)により行うものとする。

3 条例第17条第3項の規定による事実の公表は、長野市公告式条例(昭和41年長野市条例第1号)第2条第2項の例により行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、他の適当な方法によることができる。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第10 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書(様式第7号)により行うものとする。

2 前項の通知書には、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)第1条第2項及び条例第14条の規定による図書を添付するものとする。

3 市長は、前各項の通知があった場合において、当該通知に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合していると認めるときは、速やかに、当該国の機関又は地方公共団体に対し法第16条第6項の規定による協議を要しない旨の通知(様式第8号)をしなければならない。

4 法第16条第6項の規定による協議は、協議書(様式第9号)により行うものとする。

(変更命令及び原状回復等命令)

第11 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書(様式第10号)により行うものとする。

2 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書(様式第11号)により行うものとする。

(期間の延長)

第12 法第17条第4項の規定による通知は、期間延長通知書(様式第12号)により行うものとする。

(期間の短縮)

第13 条例第20条の規定による通知は、適合通知書(様式第13号)により行うものとする。

第3章 景観重要建造物等

(景観重要建造物等の指定の提案)

第14 法第20条第1項及び第2項又は法第29条第1項及び第2項による提案は、景観重要建造物等指定提案書(様式第14号)を提出して行わなければならない。

(景観重要建造物等の非指定の通知)

第15 法第20条第3項又は法第29条第3項による通知は、景観重要建造物等に指定しない旨の通知書(様式第15号)により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の通知)

第16 法第21条第1項又は法第30条第1項による通知は、建造物にあっては景観重要建造物指定通知書(様式第16号)により、樹木にあっては景観重要樹木指定通知書(様式第17号)により行うものとする。

2 省令第8条第2項の規定により定める方法は、当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示した図面を添付する方法とする。

(景観重要建造物等の指定等の告示)

第17 条例第22条第2項及び条例第25条第2項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定番号

(2) 指定年月日

(3) 景観重要建造物及び景観重要樹木の名称

(4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の所在地

(現状変更行為の許可等)

第18 市長は、法第22条第1項又は法第31条第1項に規定する申請があった場合において、その内容が

良好な景観の保存に支障がないものとして許可したときは、当該申請した者に対し、現状変更許可書（様式第18号）を通知するものとする。

- 2 法第23条第1項又は法第32条第1項による命令は、原状回復等命令書（様式第19号）により行うものとする。
- 3 法第26条又は法第34条による命令及び勧告は、管理に関する命令書（様式第20号）及び管理に関する勧告書（様式第21号）により行うものとする。
- 4 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定解除通知書（様式第22号）により行うものとする。

第4章 景観協定

（景観協定に係る一団の土地の規模）

第19 法第81条第1項の規定による一団の土地とは、0.2ヘクタール以上の区域で、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 10棟以上の建築物が連続している区域
- (2) 道路に100メートル以上接する区域

（景観協定書の認可の手続）

第20 法第81条第4項の規定による景観協定の認可の申請は、同条第1項の規定により景観協定を締結した者の代表者が、景観協定認可申請書（様式第23号）を提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書（法第81条第3項の規定による景観協定区域隣接地にあっては、第5号の書類を除く。）を添付しなければならない。

- (1) 景観協定書
- (2) 景観協定区域及び景観協定区域隣接地の区域の位置図
- (3) 景観協定区域内の土地の登記事項証明書
- (4) 景観協定区域内に係る不動産登記法（平成16年法律第123号。）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面（以下「公図等」という。）の写し
- (5) 協定を締結した者の全員の合意であることを証する書類

（景観協定の変更の申請）

第21 前条は法第84条第1項の規定による景観協定の変更の認可について準用する。

（景観協定の認可等の公告日以後景観協定に加わる手続）

第22 法第87条第1項又は第2項の規定による景観協定に加わる意思を表示する書面は、景観協定加入届出書（様式第24号）によるものとする。

- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類（法第87条第1項の規定により景観協定に加わる場合にあっては、第4号の書類を除く。）を添えなければならない。

- (1) 当該土地の位置図
- (2) 当該土地の登記事項証明書
- (3) 当該土地の公図等の写し
- (4) 法第87条第2項に規定する土地所有者の合意を証する書類

（景観協定の廃止の申請）

第23 法第88条第1項の規定により景観協定の廃止の認可を受けようとする者は、景観協定廃止認可申請書（様式第25号）に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 景観協定区域内の土地の登記事項証明書
- (2) 景観協定区域内に係る公図等の写し
- (3) 土地所有者等の過半数の合意を証する書類

第5章 景観整備機構

（景観整備機構の指定の申請）

第24 法第92条第1項の規定による景観整備機構（以下「機構」という。）の指定を受けようとする者（以

下「申請者」という。)は、景観整備機構指定申請書(様式第26号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄付行為
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - (4) 組織図及び事務分担を記載した書面
 - (5) 前事業年度の事業報告書及び事業活動収支決算書並びに貸借対照表
 - (6) 当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書
 - (7) その他機構の業務に関し参考となる書類
- (景観整備機構の指定)

第25 市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請者が本市の景観行政の推進に資すると認められる法人であって、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、法第92条第1項の規定による指定をしなければならない。

- (1) 事業執行体制が、法第93条に規定する機構の業務を適正かつ確実に行うことができること。
- (2) 法第93条に規定する機構の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経済的基礎を有すること。
- (3) 法第95条第3項の規定により指定を取り消されたものにあつては、その処分のあつた日から2年以上経過していること。
- (4) 特定非営利活動法人にあつては、本市の市民公益活動団体に登録していること。

2 市長は、法第92条第1項の規定により指定をしたときは、ただちに、景観整備機構指定書(様式第27号)により申請者に通知するものとする。

(景観整備機構の変更届)

第26 法第92条第3項の規定による届出をしようとする者は、名称等変更届(様式第28号)を市長に提出しなければならない。

2 機構は、その業務の内容に変更があつたときは、変更があつた日から30日以内に業務変更報告書(様式第29号)を市長に提出しなければならない。

(景観整備機構の事業の報告)

第27 機構は、各会計年度の終了後速やかに、当該年度の事業報告書及び収支決算書並びに当該年度の次年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。ただし、特定非営利活動法人についてはこの限りでない。

第6章 景観形成市民団体

(景観形成市民団体の認定の基準)

第28 条例第27条第1項の規定による一定の区域内とは、次の各号に掲げる事項のいずれかをいう。

- (1) 1ヘクタール以上の区域
- (2) 30棟以上の建築物のある区域
- (3) 道路に300メートル以上接する区域

2 規則第18条第1項第2号の規定による多数とは、前項に掲げる区域内の土地の所有者及び借地権を有する者の3分の2以上をいう。

第7章 雑則

(補則)

第29 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月4日から施行する。

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

景観計画提案書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名 ⑩
連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第11条第3項の規定により、景観計画の変更を提案します。

添付図書

- 1 景観計画の素案
- 2 同意書（区域内の土地の登記事項証明書及び公図等の写しを含む）

第 号
年 月 日

様

長野市長 印
(部 課担当)

景観計画を変更しない旨の通知書

年 月 日付けで提案のあった計画については、景観法第14条第1項の規定により、下記のとおり長野市景観計画を変更する必要がないと決定したので、通知します。

記

- 1 提案者 住所
氏名
- 2 変更する必要がない理由

年 月 日

景観計画区域内における行為に関する助言書

様

長野市長 印
 （ 部 課担当）

協議申出のありました下記の行為計画について、次のとおり助言します。

場 所	長野市			
	用途地域			
	地区名	（ 景観計画推進地区）		
行為の種類	(1) 建築物	新築 増築 改築 移転 外観の変更（色彩の変更を含む）		
	(2) 工作物	新設 増築 改築 移転 外観の変更（色彩の変更を含む）		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
協議開始日	年 月 日			
助言の内容				

様式第4号（第8関係）

年 月 日

様

長野市長 印
(部 課担当)

景観計画区域内における行為の事前協議結果通知書

年 月 日より協議を開始した下記の行為については協議が終了しましたので、長野市景観を守り育てる条例第12条第2項の規定により通知します。

なお、景観法第16条第1項又は同条第5項後段の規定により、当該行為の着手30日前までに行為の届出又は通知をしてください。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 協議の結果
- 4 行為の期間

着手予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

長野市長 印
(部 課担当)

勧告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、長野市の景観を守り育てる条例第17条第3項の規定により、氏名又は名称その他必要な事項を公表する場合があります。

記

- 1 届出のあった行為
行為の種類
行為の場所
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 変更届出書の提出期限 年 月 日

様式第6号（第9関係）

第 号
年 月 日

様

長野市長 印
（ 部 課担当）

指導書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、長野市の景観を守り育てる条例第17条第1項の規定により、下記の措置をとることを指導します。

記

- 1 届出のあった行為
行為の種類
行為の場所
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 報告期限 年 月 日

様式第7号（第10関係）

（表）

景観計画区域内における行為の（変更）通知書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

団体名

代表者

印

連絡先（電話）

景観法第16条第5項の規定により通知します。

場 所	長 野 市	
	用 途 地 域	
	地 区 名	（ 景観計画推進地区） ・ その他
行為の種類	(1) 建築物	新築 増築 改築 移転 外観の変更（修繕 模様替） 色彩の変更
	(2) 工作物	新設 増築 改築 移転 外観の変更（修繕 模様替） 色彩の変更
	(3) 開発行為	
	(4) 土石の採取 鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更	
	(5) 屋外における再生資源の堆積	
着手予定日	年 月 日	
完了予定日	年 月 日	
※ 経過		

(裏)

建築物の建築等		通知部分	既存部分	合計		
	敷地面積			㎡		
	建築面積	㎡	㎡	㎡		
	床面積	㎡	㎡	㎡		
	最高の高さ	m	m			
	外観変更面積	㎡				
	構造	造		階建て		
	仕上材料	屋根		外壁		
	色彩	屋根		外壁		
	用途					
設計又は 施行方法	工作物の建設等	種類	高さ・長さ・築造面積	外観変更面積	構造	色彩
			高さ m 長さ m 築造面積 ㎡	㎡		
開発行為	目的	土地の面積	㎡	のり 法面又は擁壁の高さ・長さ		
			㎡	高さ m	長さ m	
土石の採取等 土地の形質の 変更	目的	土地の面積	㎡	のり 法面又は擁壁の高さ・長さ		
			㎡	高さ m	長さ m	
屋外における 再生資源の堆積	目的・種類	面積	㎡	高さ		
			㎡	m		
変更の概要 (変更届出の 場合のみ記入)	(前回の適合通知番号 第 号)					
設計者等	住所 氏名	電話				
良好な景観形 成のために特に 配慮した事項						

注

1 ※欄は、記入しないでください。

2 色彩については、日本工業規格 Z 8721に定める色相、明度及び彩度の値（マンセル値）を記入してください。

第 年 月 日 号

様

長野市長 印
(部 課担当)

協議を要しない旨の通知書

年 月 日付け第 号で通知のあった下記の行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しているので、景観法第16条第6項の規定による協議を要しないことを通知します。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 行為の期間

着手予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日

様式第9号（第10関係）

第 号
年 月 日

様

長野市長 印
（ 部 課担当）

協議書

年 月 日付け第 号で通知のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第6項の規定により下記について協議します。

記

- 1 通知のあった行為
- 2 適合しないと認められる理由

様式第10号（第11関係）

長野市指令 第 号

住 所

氏 名

変更命令書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないので、景観法第17条第1項の規定により、下記の措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第101条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

年 月 日

長野市長

印

記

1 届出のあった行為

行為の種類

行為の場所

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 変更届出書の提出期限

年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分の命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第11号（第11関係）

長野市指令 第 号

住 所

氏 名

原状回復等命令書

長野市指令 第 号で通知した変更命令に係る行為については、景観法第17条第5項の規定により、下記のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第100条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

年 月 日

長野市長

印

記

1 原状回復命令の対象となる行為

行為の種類

行為の場所

2 命令の理由

3 とるべき措置

4 変更届出書の提出期限

年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分の命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第 号
年 月 日

様

長野市長 印
(部 課担当)

期間延長通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第4項の規定により、下記のとおり期間を延長したので、通知します。

記

- 1 届出のあった行為
行為の種類
行為の場所
- 2 延長する期間 年 月 日から 年 月 日まで(日間)
- 3 延長の理由

この処分に不服があるときは、この処分の命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第 号
年 月 日

様

長野市長 印
(部 課担当)

適合通知書

年 月 日付けで届出のあった下記の行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しているので、景観法第18条第2項及び長野市の景観を守り育てる条例第20条の規定により通知します。

なお、同法第18条第1項の規定に係らず、この通知日以後、当該行為に着手することができます。

記

- 1 行為の種類
- 2 行為の場所
- 3 行為の期間

着手予定日	年	月	日
完了予定日	年	月	日

景観重要建造物等指定提案書

年 月 日				
(宛先) 長野市長				
住所 氏名 ㊟ 連絡先（電話）				
〔 法人等にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕				
<p style="text-align: center;">第20条第1項・第2項 景観法 の規定により、次のとおり指定することを提案 第29条第1項・第2項 します。</p>				
景観重要建造物	名 称			
	所 在 地	長 野 市		
	所有者の住所 及び氏名			
	建 築 年			
	建 築 面 積	㎡	延 べ 面 積	㎡
	構 造	造 階建て		
	外 観 の 特 徴			
景観重要樹木	樹 種			
	所 在 地	長 野 市		
	所有者の住所 及び氏名			
	外 観 の 特 徴			

第 年 月 日 号

様

長野市長 印
(部 課担当)

景観重要建造物等に指定しない旨の通知書

景観法 第20条第1項・第2項
第29条第1項・第2項 の規定により提案があった建造物又は樹木
については、景観重要建造物又は景観重要樹木に指定しないこととしたので、
同法 第20条第3項
第29条第3項 の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 提案年月日 年 月 日
- 4 指定しない理由

様式第16号（第16関係）

第 年 月 日 号

様

長野市長 印
(部 課担当)

景観重要建造物指定通知書

景観法第19条第1項の規定により下記の建造物を、景観重要建造物に指定したので、通知します。

記

- 1 指定番号 第 年 月 日 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 名称
- 4 所在地
- 5 所有者の氏名
- 6 所有者の住所
- 7 外観の特徴
- 8 土地その他の物件の範囲 別紙のとおり

様式第17号（第16関係）

第 号
年 月 日

様

長野市長 印
(部 課担当)

景観重要樹木指定通知書

景観法第28条第1項の規定により下記の樹木を、景観重要樹木に指定したので、通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 樹種
- 4 所在地
- 5 所有者の氏名
- 6 所有者の住所
- 7 樹容の特徴

様式第18号（第18関係）

長野市指令 第 号

住 所

氏 名

現状変更許可書

年 月 日付けで申請のあった下記の行為については、第22条第1項
景観法
第31条第1項
の規定により許可します。

年 月 日

長野市長

印

記

- 1 名称
- 2 指定番号
- 3 指定年月日
- 4 所在地
- 5 行為の期間
着手予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日
- 6 行為の種類
- 7 設計又は施行方法 別紙図面のとおり
- 8 許可の条件

様式第19号（第18関係）

長野市指令 第 号

住 所

氏 名

原状回復等命令書

あなたの行為は、景観法^{第22条第1項}
第31条第1項の規定又は同条第3項の規定により許可に

付された条件に違反しているので、景観法^{第23条第1項}
第32条第1項の規定により、下記のとおり

り原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第102条の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。

年 月 日

長野市長

印

記

- 1 命令の対象となる建造物又は樹木の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限

年 月 日

この処分不服があるときは、この処分の命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第20号（第18関係）

長野市指令 第 号

住 所

氏 名

管理に関する命令書

あなたが所有又は管理する 景観重要建造物 は、管理が適当でないため滅失し、若し 景観重要樹木

くはき損又は枯死するおそれがあると認められるため、景観法 第26条の規定により、第34条

下記の措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第104条の規定により、30万円以下の過料に処されることがあります。

年 月 日

長野市長

印

記

- 1 命令の対象となる建造物又は樹木の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限

年 月 日

この処分不服があるときは、この処分の命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第 号
年 月 日

様

長野市長 印
(部 課担当)

管理に関する勧告書

あなたが所有又は管理する ^{景観重要建造物}
景観重要樹木 は、管理が適当でないため滅失し、若し

くはき損又は枯死するおそれがあると認められるため、景観法 ^{第26条}
_{第34条}の規定により、

下記の措置をとることを勧告します。

記

- 1 勧告の対象となる建造物又は樹木の名称及び指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日

様式第22号（第18関係）

第 号
年 月 日

様

長野市長 印
(部 課担当)

景観重要建造物等指定解除通知書

第27条第1項
景観法 の規定により、下記の景観重要建造物又は景観重要樹木の指定
第35条第1項

を解除したので、通知します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 解除の理由

景観協定加入届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名 ⑩
連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

第1項
景観法第87条 の規定により景観協定に加わりたいので、下記のとおり届け出
第2項
ます。

記

- 1 景観協定の名称
（認可年月日及び番号）（ 年 月 日 第 号）
- 2 景観協定区域の所在及び地番
- 3 景観協定区域の面積 m^2 （景観協定区域隣接地 m^2 ）
- 4 土地の所有者等
 - （1）土地の所有者（ 人）
 - （2）土地の借地権者（ 人）
 - （合 計）（ 人）

注 2から4までは、加入する区域について記入してください。

景観整備機構指定申請書

<p>(宛先) 長野市長</p> <p style="text-align: center;"> 法人の住所 法人の名称 ㊟ 代表者氏名 事務所の所在地 事務所の名称 連絡先（電話） </p> <p style="text-align: center;"> 景観整備機構の指定を受けたいので、景観法第92条第1項の規定により必要書類を添えて申請します。 </p>	年 月 日
法人の種別	<input type="checkbox"/> 一般社団法人又は一般財団法人 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人
指定後の 予定業務	景観法第93条
	<input type="checkbox"/> 第1号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;"> 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 </div>
	<input type="checkbox"/> 第2号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;"> 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。 </div>
	<input type="checkbox"/> 第3号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;"> 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。 </div>
	<input type="checkbox"/> 第4号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;"> 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。 </div>
	<input type="checkbox"/> 第5号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;"> 法第55条第2項第1号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。 </div>
	<input type="checkbox"/> 第6号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;"> 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。 </div>
	<input type="checkbox"/> 第7号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;"> 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。 （具体的な業務の内容） </div>

※ 該当する□に、レ印を記入してください。

条例・規則

様式第27号（第25関係）

第 年 月 日 号

様

長野市長
（ 部 課担当）
印


景観整備機構指定書

景観法第92条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

- 1 指定番号 第 年 月 日 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 景観整備機構となる法人の名称
- 4 景観整備機構の業務の内容

名称等変更届出書

年 月 日	
(宛先) 長野市長 <div style="text-align: center;"> 法人の住所 法人の名称 代表者氏名 事務所の所在地 事務所の名称 連絡先（電話） </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> <p style="margin-top: 20px;">景観法第92条第3項の規定により届け出ます。</p>	
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
変更予定年月日	年 月 日
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地
変 更 の 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	

※ 該当する□に、レ印を記入してください。

条例・規則

業務変更報告書

年 月 日	
（宛先）長野市長	
法人の住所 法人の名称 代表者氏名 事務所の所在地 事務所の名称 連絡先（電話）	
⑩	
景観整備機構の業務の内容を変更したので報告します。	
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	

長野市都市デザイン基金条例

昭和62年3月30日
長野市条例第8号

(設置)

第1条 美しいまちづくりに関する事業を推進し、都市景観の整備を図るため、長野市都市デザイン基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、1億円以内とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的のために要する経費に充てるほか、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

長野市景観顕彰制度実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市の景観を守り育てる条例（平成19年長野市条例第49号）第24条の規定による優れた景観の形成に寄与している建築物等及び優れた景観の形成に貢献している団体等の顕彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の対象)

第2 顕彰の対象となる建築物等及び団体等は、次の各号に掲げる建築物等及び団体等で、良好な景観の形成上特に優れていると認めるものとする。

(1) 建築物、門、塀、石垣、生垣、庭園、道路、橋、公園、広場、河川、水路、池、彫刻、モニュメント、屋外広告物等及びこれらで構成されているまちなみ

(2) まちづくり又は景観の向上を目的とする活動を行っている団体等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物等については、顕彰の対象としない。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定されたもの又は重要伝統的建造物群保存地区に選定された地区内にあるもの

(2) 景観法（平成16年法律第110号）の規定により景観重要建造物として指定されたもの

(3) 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）の規定により長野県宝又は県史跡名勝天然記念物として指定されたもの

(4) 長野市文化財保護条例（昭和51年長野市条例第74号）の規定により長野市指定有形文化財又は指定史跡名勝天然記念物として指定されたもの

(顕彰)

第3 顕彰は、長野市景観賞（以下「景観賞」という。）及び長野市景観奨励賞（以下「奨励賞」という。）により行うものとする。

(景観賞及び奨励賞の決定等)

第4 景観賞及び奨励賞は、市民等の推薦又は所有者、設計者、施工者等から応募があった建築物等又は団体等の中から決定するものとする。

2 前項の推薦又は応募の募集は、毎年度1回行うものとする。

3 市長は、景観賞及び奨励賞に決定した建築物等及び団体等について、広報への掲載その他の適当な方法により、公表するものとする。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

この要綱は、告示の日から施行する。

この要綱は、告示の日から施行する。

この要綱は、告示の日から施行する。

この要綱は、告示の日から施行する。

この要綱は、告示の日から施行する。

長野市景観計画

～みんなで創る長野市の景観～

平成30年10月改定

発行 長野市

編集 長野市都市整備部都市政策課

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL (026) 224-7179 FAX (026) 224-5111

E-MAIL toshisei@city.nagano.lg.jp

ながのご縁を  信都・長野市